

1. 令和7年第3回郡上市議会定例会議事日程（第4日）

令和7年9月12日 開議

日程1 会議録署名議員の指名

日程2 一般質問

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。（16名）

1番	北山 浩樹	2番	大坪 隆成
3番	有井 弥生	4番	和田 樹典
5番	みづの まり	6番	蓑島 正人
7番	池田 源則	8番	池戸 郁夫
9番	山田 智志	11番	長岡 文男
12番	田代 まさよ	13番	田中 義久
15番	森藤 文男	16番	原 喜与美
17番	野田 かつひこ	18番	清水 敏夫

4. 欠席議員は次のとおりである。（1名）

10番 本田 敦治

5. 欠員（1名）

6. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	山川 弘保	副市長	置田 優一
副市長	乾 松幸	教育長	熊田 一泰
市長公室長	河合 保隆	総務部長	加藤 光俊
総務部付部長	村瀬 正純	健康福祉部長	田口 昌彦
農林水産部長	田代 吉広	農林水産部付部長	伊藤 公博
商工観光部長	粥川 徹	建設部長	三輪 幸司
環境水道部長	遠藤 貴広	郡上偕楽園長	成瀬 敦子

教育次長 長尾 実 会計管理者 中山 洋
消防長 兼山 幸泰 郡上市民病院事務局長 藤田 重信
国保白鳥病院事務局長 萩島 康史

7. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	斎藤 貴代	議会事務局 議会総務課長	野田 知孝
議会事務局 議会総務課 主任	荻本 恵		

◎開議の宣告

○議長（森藤文男） おはようございます。

議員各位におかれましては、出務お疲れさまであります。

ただいまの出席議員は16名であります。

本日の欠席議員は10番 本田教治議員であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付をしておりますので、よろしくお願ひをいたします。

ここで皆様にお願いを申し上げます。携帯電話をお持ちの方はマナーモードにしていただくか、電源をお切りになるよう配慮のほうよろしくお願ひをいたします。

また、郡上市議会傍聴規則第8条により、傍聴人は撮影、録音等が禁止をされておりますので併せてよろしくお願ひをいたします。

（午前 9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（森藤文男） それでは、日程1、会議録署名議員の指名を行います。

郡上市議会会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、8番 池戸郁夫議員、9番 山田智志議員を指名いたします。

◎一般質問

○議長（森藤文男） 日程2、一般質問を行います。

質問につきましては、通告に従いましてお願ひをいたします。

なお、質問の順序はあらかじめ抽せんにて決定をしております。

質問時間につきましては、答弁を含めて40分以内でお願いをいたします。また、答弁につきましては、要領よくお答えをされるようお願ひをいたします。

なお、質問の終了5分前になるとチャイムが鳴りますので、チャイムを目安に次の質問にはできるだけ入らないように配慮をしていただきたい。そのように併せてお願ひをいたします。

◇ 清水敏夫 議員

○議長（森藤文男） それでは、18番 清水敏夫議員の質問を許可いたします。

18番 清水敏夫議員。

○18番（清水敏夫） おはようございます。ただいま議長より御指名をいただきましたので、これより通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

まずは、久しぶりの一番バッターでございまして、ちょっと緊張しております。特に今朝は明日の郡上市を担う新進気鋭のぴかぴかの職員の皆さんのが傍聴していただいているということでございまして、私の緊張度は200%を超えております。また、血圧も200ぐらい行っているんじゃないかなと思っておりますが、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

質問は大きく2問でございますが、この2題とも明日の郡上市にとって夢の満ちたテーマではないということで、今回は夢を語れない私にとっては非常に残念ですが、しかし、このことも私たちが乗り越えていかなければならない課題かなということを思いますので、市民の皆様をはじめ職員の皆さんにもぜひとも御理解をお願いしたいと思います。

それでは、質問に入りますが、私の緊張度と血圧を下げるためにはお医者さんであります市長の答弁によってはぐっと下がるかなと期待をしておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、質問に入ります。今回は2つの質問だけに省略させていただきました。

1番目は、高齢者シェアハウスの整備の市の計画ということでございます。それから2番目には、市民が所有する不動産の相続放棄の対応はということで、2題をテーマとして出しましたので、まずは1番から入りたいと思います。

高齢者シェアハウス整備というものが実はこの7月13日の新聞に掲載されておりましたので、そのことをちょっと紹介しながら質問に入りたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

政府は、過疎地など、高齢者が安心して暮らせる住まいを確保するため、低料金で入居できるシェアハウスを全国的に整備する方針だと。年内に詳細を詰め、既存施設を利用して今後3年間で100か所を目指すと。なお、介護など、地域ケアの提供拠点とも位置づけているということでございます。

地方では、既存の介護施設の維持が危ぶまれており、住まいを失いかねない高齢者への対応が急務となっている。人口減少に対処する地方創生につながる新たな取組として、自治体側は歓迎しているというようなリード文がございます。

政府が想定するのは、単身高齢者や高齢夫婦らの個室を備えた小規模なシェアハウス、社会福祉法人やNPO法人などを運営する規模を抑えた介護施設や障がい者グループホームを建設し、元気な居住者は施設の業務を手伝えるほか、必要になった段階で介護も受けられる。福祉人材が集約されるため、サービス提供の効率化も見込むということでございます。

建物は、既存の介護施設の転用や一部活用で賄うと。子どもの居場所など、地域住民が集う場としても期待できる。整備事業の主体は自治体で、政府は地方創生の交付金で改修費を財政支援する。制度の詳細を詰めるのは関係省庁横断のチームで円滑な事業運営に必要な規制緩和も検討する。介護業界の人材不足は深刻で、人口減少が進む地域では需要も減って、採算が悪化し、施設を閉鎖するケースがあり、老後の住まいの確保が課題。

というようなことで云々でございますが、要するに高齢者向けのシェアハウスのポイントとしては5つばかり挙がっておりますが、単身高齢者や高齢福祉世帯などが低料金でまずは入居できるということ。それから、人口減少地域で今後3年間で全国で100か所整備を目指すということ。それから、社会福祉法人や医療法人、NPO法人による運営を想定している。そして、4つ目には、介護や障がい福祉の施設を併設し、地域のケア提供の拠点にしたい。5つ目に、既存の介護施設を改修、地方創生の交付金で支援といったことが挙げられております。

郡上市も市内の単身高齢者や高齢夫婦の世帯が確かに増えておりまして、自分の身の回りを見ても、現在、私は120戸という集落に住んでおりますけれども、約7人が全く一人住まいです。そういうことから言いまして、市内の単身高齢者とか高齢福祉の現状と今後の課題について、見通しにつきましては、担当部長さんからお願いできればと思いますし、また、市内の介護施設の現状と今後の推移についてもお願いしたいと思います。

市長さんにはどうかしてこの整備につきましての方向、考え方について、国の制度はともかくとして、そういった方向についての見解をお伺いしたいと思いますので、以上、よろしくお願いしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（森藤文男） それでは、清水敏夫議員の質問に答弁を求めます。

田口健康福祉部長。

○健康福祉部長（田口昌彦） それでは、お答えをさせていただきます。

高齢者シェアハウスについては、令和7年6月13日に閣議決定された地方創生2.0構想の中に盛り込まれた施策の一つです。現時点において、国での予算化や補助要綱の制定などの具体的な動きはありません。議員の御質問にもございましたように、この施策の利点としましては、独り暮らしの高齢者や高齢夫婦が低料金で介護施設の一部のスペースにあるシェアハウスに入居することで安心して生活ができる事、今後も人材不足と人口減少が進む中、介護施設の一部をシェアハウスに転用して、介護施設の維持に対応できることなどが挙げられております。

広大な面積を持つ郡上市では、多くの高齢者の方が市内各地に点在されてみえます。また、御質問にもありました独り暮らしの高齢者世帯は、2022年の国勢調査ベースになりますが、1,963世帯、高齢者のみの世帯は2,263世帯となっております。買物や移動に関する支援、見守りに関する事など、課題は年々大きくなっています。

1か所に集まって暮らすという点では、このような課題の解決につながるものとなります。

介護施設の規模縮小と余剰スペースの活用についてですが、市において介護職員の確保対策の推進に努めているものの、2040年には市において188人の介護職員が不足すると推計をしております。近い将来には人員配置基準が満たせず、入所定員を縮小する状況も想定されます。一方で、入所者も減っていくと予想しております。

後期高齢者人口は2040年頃までは横ばいで、その後、減少をしていきます。現在も在宅の要介護高齢者が減少し、訪問介護や通所介護の経営に大きく影響をしていますが、今後は入所系の介護施設にも影響が及ぶと考えております。

こうした状況は、この政策が想定する事態と重なっており、将来的に入所施設が余剰になっていくことから、一部を他の経営形態に転用することで施設の延命と有効活用につながることが期待できます。

また、これから介護サービスは一層限られた人員で運営をしていかなければなりません。隣接するシェアハウスに住もう高齢者の方が御自身のできる範囲で介護の周辺業務と言われる掃除や洗濯、食器洗いなどを手伝っていただくことができれば施設運営の効率化にも期待ができます。

一方で、シェアハウスのような介護保険の対象となる前に入所できる施設を住まいとして希望される方がどの程度あるかという問題があります。現存する類似施設としまして、ケアハウス、住宅型有料老人ホーム、見守りつき高齢者住宅があり、市内では合計で38人の定員を確保していますが、常に満員という状況ではなく、空きが埋まらないという相談を施設側から受けることもあります。また、郡上市の高齢者は少しでも長く自分の家に住み続けたいといった在宅志向が強いことも幾つかの調査において分かっております。

このような現状を踏まえまして、今後において起こり得る介護施設の余剰スペースの再活用については、国の施策に応じたシェアハウスへの転用後の有力な選択肢の一つとしながらも、郡上市の高齢者が自分はどのように暮らしていきたいかというニーズを捉えながら、幾つかの選択肢を持つて適切に判断していきたいと考えております。

○議長（森藤文男） 山川市長。

○市長（山川弘保） では、清水議員の御質問に回答させていただきます。

現在、郡上市の住宅セーフティネットということに関して、今回、議員が御指摘いただきました国の政策として、この背景には住宅確保の困難な要配慮者、こういったものに向けたシェアハウスの活用促進という、そういった一面もあると思っています。

住宅確保要配慮者とは、住宅の賃借に当たって家主のような様々な心配により住宅を借りづらいとか、そういった方々のことがたくさんおられます。その中には高齢者も当然入っているでしょう。

例えば、家主が身寄りのない高齢者が借りた住宅内で亡くなられることなどを心配して賃貸借の契約を断ることがある、そういったような場合に国はその住宅を借りづらい人々、方々へ支援をする、いわゆる住宅政策のセーフティネット、そういう機能強化としてのシェアハウスの活用などが現在考えられているところです。

この考えに関しまして、郡上市は先ほど部長も答弁をしましたように、持ち家率が圧倒的に高く、また、人口減少の中で、市営住宅の不足については今のところあまり心配のない状況でもあります

ので、住宅のセーフティネットという観点からは今のところ大きな課題ではないのではないかと考えているところです。

福祉的な課題に関しても、先ほど部長が述べたように、今後想定される方々が介護施設のほうへ入る、しかし、それが余ってくるという、余剰をどうしていくかという問題であるとか、独り暮らしの高齢者の暮らしをどう安心して、どう保障していくかという問題、そして、人材不足が進む介護サービスの運営等について、もう人がいないのでアクティブなシニアにお手伝いを頂き、どう支えていくかといったような、将来を見通したいろいろな課題もあります。

私は、病院の職員として働いてまいりました。手術をした後に熱が出る。熱が出たときに解熱剤をやれば楽になる。それで本人はかなり安心をされます。しかし、その裏にある、なぜ熱が出たのか、この熱を将来も抑えていくつて完治させるには何か。これには血液検査をしたり、いろいろな検査をしてデータを取る必要があります。

「足元の行政」と私はいつも言いますが、今、解熱剤だけをしてそれで終わりというのではなく、これから先どうして何が起こっていくかもしない。それにはいろいろなところにアンテナを張り巡らし、データを取り、そして住民のお声を聴くというような形で先回りをするような行政、それが必要だと思っています。

そういった観点から先ほど議員御指摘のこのシェアハウスについては、雪の中でお一人で住んでおられる。また、そこへの除雪も大変なことの状態でもある。そして、だんだん人が減ることにより地域自治体の人々、人の心が疎遠になる。いろんなことが起こる中でこの高齢者シェアハウス、これが大変有効な手立てになる、そういうことも十分考えられます。熱を抑えるだけではなく、今がこうだからというのではなく、やはり今後明らかになってくるであろう具体的な国の補助要綱、また、郡上市の現状、住民の方のお声、そういったものを照らし合わせ、将来予測をしっかりと立て取り組むべきものは取り組まなければならぬと思います。

まずは、今は研究をしなければいけないと思います。すぐにつくるとか校舎の後利用というわけにはまいりませんので、しっかりと情報をつかんだ上で、このシェアハウスというのは将来の大きな一歩につながるかもしれませんので、そのときは一気に前向きに考えていきたいと思っています。

以上です。

(18番議員挙手)

○議長（森藤文男） 清水敏夫議員。

○18番（清水敏夫） 答弁ありがとうございました。部長さんと市長さんの答弁で血圧が170ぐらいまで今下がりました。ありがとうございました。

確かに、これはまだ細かい要綱も出ておりませんし、今後3年間で100ということですので、そのうちの一つでもいいですけれども、モデル的なことがやはり可能であれば郡上市も採用していた

だけるといいかなと思いますが。

反面、やはり今、部長も言われましたけれども、郡上市はみんな家を持っているので、こんなところに「ポツンと一軒家」ではないですけども、私は頑張っておるんやと言う人も結構あるもんですから、共同生活というものを果たしていけるかどうかということは一つ課題があると思いますし、もう一つはやはり単価の問題だと思います。今は入居料金が結構高いもんですから、これによって安価になれば、そう介護職をあてがうようなことではないと思いますので、そういう意味では安価なシェアハウスが利用できると。個室だと、しかも。そういうところはやはり可能性があるかなと思います。

これに関連しまして、この間、24時間テレビでちょうどやっていましたんですが、お一人様をどう生きるかという、どうやって生きるかということで、10年以上の実績がある友達近居という。

「友達」は「友達」ですが、近居は「近い」、そして「居宅」の「居」です。「近居」という方式を取って、ここは気心の知れた友人が同じマンションの別々の部屋にそれぞれ住み、お互いの生活を見守り合いながら孤独や不安を感じることなく自立した暮らしを送るライフスタイル化のことだそうです。ということは、子どもにはなるべく迷惑をかけたくないというのは誰でもそうですが、一人では不安だと感じる、そういうシニア層が増える中でこうした新しい住み方の選択肢も出てきたのかなということは思いますので、こうした点からも今後ニーズがどれくらいあるかということは大事なことです、今後検討いただきながら前向きにまたその時期が来たときにはぜひともそういうことも検討いただければというふうに思います。ありがとうございました。大分、血圧が下がってきました。ありがとうございます。

それでは、1番目の議題については以上でございます。ありがとうございました。

次に2番目になります。市民が所有する不動産の相続放棄の対応はということです。この不動産はどっちかというと負のほうの不動産だという捉え方もあるんですけど、やはり今個人で管理している農地、宅地、山林、家屋。全体の財産ですけれども、例えば相続のときに子どもたち、相続人が全員がもう要らんわと。このものは要らないという場合にどうしたらいいだろうかということを結構、まだ必然的な問題ではないんですけども、将来的にこれは心配だというところがあるものですから、これどうやら俺の財産、山の中、どうしたらいいんやろうということをかなり悩んでみえる方があります。これに関しては、かつて議会でも16番の原議員とかも質問されておりますし、決算委員会のときも11番の田中議員もちらつと言わましたが、兵庫県の佐用町の話を思い出しまして、ちょっとデータが、昨夜思いついたもので急に分かりませんので、昨日の長岡議員の質問の中のDXにちょっと刺激を受けまして、AIに尋ねてみました、佐用町のことを。そしたらいろいろ答えてくれました。佐用町はやはり山林の引き取り制度をというか、買取制度を始めたと、2022年からですね。2022年と2023年で合わせて1,500ヘクタールぐらいの土地、山林を買取り、寄附も

受け取るんですが、10年間の計画で5,000ヘクタールを買収しようと。それはやはり管理できんとか、相続で管理できないというようなことの山林を——山林だけです、ここは——中心にやっていいるということでございますが、毎年度予算は1億3,000万円ぐらいずつ見て、平米当たり10円で土地代は買い取ると。上物は、広葉樹はゼロ円やけど、針葉樹については立米数によって買い取るということでやっておりまして、大体ヘクタール当たり30万円ぐらいを出しているみたいですが、そういうことを考えたときに、あそこはやはり災害があったものですから、森づくりをしっかり町が、佐用町がしっかりやらないとあかんということで、「税金を使って山を買ってもいいんか」という了解を取って市民の方でやっているということですが、5,000ヘクタールを10年間で買うということは毎年500ヘクタールずつ買おうということですが、もうこれ既にもう2年間で1,500ヘクタールを超えていきますから、かなり順調にやっているのかなと思いますが。制度的にはそういうこともありますので、私も地域の人からそういう声を聴いたときに「そうやな、国へ出す手もあるらしいけど」なんていう話はしたんですけど、でも、やはりまだ迫っていない、その問題が。でも、いずれそういうことが来たときにはということで、「そんなら遺言でもしとかにやいかんぞ、ちゃんと。自分の子どもたちに財産をどうするんやということをしっかり日頃から話しとかにやいかんななんて話もしたりしておりますが、実際にそういうことができたときにはどうなるんかなということを思うときに、やはり郡上市でそういうような窓口を持っていただくとか、どんな方向があるかとか。何か財産の行き場をアドバイスしていただけるような、そういうことがないのかなということをいながら、今すぐどうこうということではございませんけども、そういうことが将来起きてきたときに最終的にはどこどこが引き取ってくれるとかということができれば、子どもたちもそんなことはせずにやはり俺たちも管理しまいかということになるかもしれません。行き場ない不動産には弱ってしまいますので、そういうことを思っておりますが。ちょっとその辺のところにつきましては、市としてどこまで関与できるかということは非常に不明瞭でございますけれども、土地、家屋、山林を含めまして何かそういうことでアドバイスがあればお伺いしたいというふうに思います。担当部長からと市長からもそういうことがあたらぜひとも答弁いただきたいと思いますが、よろしくお願ひいたします。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

加藤総務部長。

○総務部長（加藤光俊） それでは、お答えいたします。

初めに相続関連の法整備について説明をいたします。近年は、所有者不明土地が増加し、このような土地は管理されずに荒廃、また、公共事業を進める際にも大きな妨げになるなど、全国的な問題となっています。そこで、国では、相続が発生したことを知ったときから3年内に相続登記を行なうことを義務とし、理由なくこれを行わなかった場合は過料を科すとする不動産登記法の改正を

令和6年4月1日から施行したところです。

しかしながら、相続登記は義務化されたものの、そもそも相続自体を放棄する相続放棄が全国でも年々増加していることが問題となってきております。

司法統計年報によりますと、令和5年は28.3万件と過去最高を更新したことです。相続放棄は郡上市においても増加傾向にありますし、この背景には社会全体の高齢化が進む中、お亡くなりになる方も増加傾向であります。これに伴う相続件数自体の増加が考えられます。また、相続財産に債務が含まれる場合や老朽化した空き家、利用困難な土地など、維持管理や処分に費用がかかる財産の相続を避けるために相続放棄を選択されるケースが増えていることも原因の一因と考えております。相続放棄が増加することで財産が誰にも属さない状態になりますので管理や処分ができないことから、防災、防犯、景観上の問題や税収減などの影響が生じます。

これに対する国の制度としては、相続財産清算人制度がございます。相続放棄により財産の管理者がいない場合に利害関係人などの申立てに基づきまして、家庭裁判所が相続財産清算人を選任し、管理、処分、債務弁済などを行う制度で、残った資産は最終的に国庫へ帰属します。

しかし、郡上市のような中山間地域の土地は換価できたとしても非常に安価であることから、裁判所に申し出るに当たり数十万円から百万円単位の予納金が必要になるなど、利害関係人にとっても積極的に本制度を活用することは難しい状況であると思っております。

このような中、郡市の現状として、まず農地につきましては、集落、地域において地域計画の推進による農地維持、農業委員会により遊休農地の発生防止のため、農地パトロールなどを実施しております。山林につきましては、森林経営管理事業での地元説明会で相続登記申請の義務化についてお願いをしております。

また、土地・家屋に関して、事前に相談があれば、空き家バンク運営委託業務を受注する一般社団法人郡上・ふるさと定住機構が相談に乗っており、結果的に相続放棄する前に不動産の利活用がなされるように促しているところです。

このように、市では各担当課で様々な施策を展開しているところではございますけれども、相続放棄されてしまった不動産についての対策は現状ございません。

市の今後の展開につきましては市長から答弁をさせていただきます。

○議長（森藤文男） 山川市長。

○市長（山川弘保） 清水議員の御指摘いただいたことはこれからますます問題になってくる大きな事案だと思っています。

今、部長が申しましたように、相続放棄そのものは法律上の権利として認められており、これを皆さんのが権利として今後ますます放棄された不動産が増えてくるものではないかと推察しています。これに対して、国とか県が行う制度改革を待っていては手遅れになるというものではない

でしょうか。

近年では、使用する予定のない土地について、生前、つまり相続前に郡上市に対して寄附を申し出られる方もいらっしゃいますが、市では不動産管理の観点から、市有財産となるものを台帳に記載をして管理していく上で測量が必要になってきます。1筆の山、1筆の土地を台帳に載せるためにはその周囲の土地も測量し、確定をする必要があり、大変な予算を必要としておりますので、原則、寄附行為は受け付けていません。

ただし、市街地などの宅地や雑種地などに関しましては、大垣共立銀行跡地のように公共用地として、その利用が見込まれる場合であれば引き受けることはあります。

これまで、市としては、こういう形でお申出を受け付けると窓口で積極的に説明をするということはしておりませんでした。しかし、最初にお話したように、今後ますます大きな問題になるということは疑いの余地はありません。これはまだ私が思う本当に構想の段階ですが、今後こういった土地を、不動産をどうしていくかについては、住民自治という観点から自治会の働きというのが私は重要になってくるのではないかと考えます。まず初めに、この土地はもう不要で要らないけれどもどうしようかという相談が入るであろう親類の方、友人など、地域にお住まいの人を通じて自治会へ相談していただきたいというようなことを考えています。自治会はその不要になるという財産を一旦預かるという形で所有するために、人格を持った認可地縁団体になる必要があります。例えば、宅地、田、畠など境界が確定しているものについては、地域内の自治会を通す。つまり認可地縁団体を通す形での売買をしていただくという形はどうでしょう。市役所で仮に預かる、ほかの第三者的な組織が預かるということになりますとやはり土地を守っていくにはその土地に住んでいるということがないと人ごとになってしまふと思いますので、自治会というのが大変重要ななると私は思っています。

境界が不明な山林、これは大変大きな問題です。しかし、昨日の本会議で農林水産部付部長からお話をさせていただきました、今後、市が取り組む外周の境界確定方法、いわゆるスーパー入会林、この構想を使えば、土地の境界が分からなくてもその一帯の外周を決めるということで、土地の所在がないまま境界が分からなくても面積案分という方法でその土地の山にある木の立米数をみんなで割って案分するという形ができます。そして、先ほどお話をした田畠、家、また、こういった山林についても、その認可地縁団体がそれをどういう形でもらうか。先ほど言われたような10円というような形で買い受けをする。それから全くの寄附としてもう。そういうことにより認可地縁団体がそれを所有することで第三者に売る、それによる収入。また、山林に関してはスーパー入会林による収入、それが認可地縁団体の運営経費の一部となることも十分考えられます。

行政は所有者不明のまま不動産が残ってしまうと固定資産税のほうについてもらうことができませんが、認可地縁団体が一旦預かるということになれば、そこに対しての課税も可能になり、所有

者となる自治会から少しでも税収が入れば、これは市にも貢献していただけるのではないかと思っています。

これは、今、私の思うアイデアですので、実際にこれを制度として運用できるかどうかということはまだまだ検討の余地があると思いますが、でも、どこかでやらないと、これから出てくる放棄される不動産がたくさん増えてしまったときに、じゃあ、今からどうする、これでは遅いのではないかと思います。

こういった議員の御指摘の、実際に今、郡上で起こっている課題、こういうことに対しては、今までこうだったではなく、全く新しい思考・アイデアを出し、挑んでいきたいと考えています。

しかし、その前提としては、やはり先祖伝来、そういった土地については所有者不明となることがないよう、これもお一人お一人が自分は何ができるのか、郡上に何をしなければならないのかということを考えていただければ、そういうものは減るのではないか。でも、その上で、市として受け取らないと言ってしまうだけでは終わりになりますので、次の方法は必ず考えていきたいと思っています。

以上です。

(18番議員挙手)

○議長（森藤文男） 清水敏夫議員。

○18番（清水敏夫） 総務部長、それから市長には御丁寧な御説明をありがとうございました。なかなか難しい問題だと思いますし、市政も変わったんで、山川市長なら何たって山の先生ですからオーケーが出るかと思いましたが、そう簡単なものではないということもよく分かりました。個人の財産を公にするということはかなりの予算も伴いますし、労力も伴いまして、制度的なこともありますかと思うのですが、今は自治会という、自治会も最近は自治会長のやり手がないくらい大変な仕事を持っていて、そういう厳しい中ですが、でも、やはり地縁団体という受皿を整備していくということは今後の一つの、自分も方向かなということは今聞いていて思いましたが、近い時期にそういった方向を市のほうで示しながら、また行政指導もしていただきながら、何とかこの郡上市の土地が、先祖伝来の土地が、それぞれで守られてきたものがとこしえに守られていくようなシステムをつくっていってほしいなということを思いますし、そのためには私たちも協力しないかんというふうに思いますが。本当に身につまされるような話も聞きますが、でも、今のところ頑張って、とにかく子どもたちがおるうちはいいんですけども、子どももいないわということになるとその財産はどうしたらいいんやろうということはまさに現実の問題でも既にあります、そういった場合にはやはり親戚の人が中心になって、今、維持をしているという状況でございますけれども、本当にこれがどうしていったらいいんやろうと。国の持続制度もありますけど、説明があったようになかなか国の制度はこの山間地ではなかなか適用しないし、お金も要るんだと、負担金も要るんだとい

うことがあるとなかなかそれもいけないということになれば、やはりできれば地域で地域の実情が分かっている人たちがお互いに協力し合って管理していくということが一番いいことかなというふうに思いますが、市長の考えもよく分かりましたので、また、期待をしながら私たちもそれに向かって努力をしないかんということを思いますが、本当にこれは難題でございますけれども、手をつけていかなければ事は始まらないということで、市長もそういう思いでおられることが分かりましたので、本当にありがとうございました。

市民が所有する不動産の相続の放棄の対応については、やはり何らかの形をもって市のはうも考えていただけたということであれば、そういったことで目標をもって将来の財産の行方についても安心して終活もできるかなということを思いますので、そんなことを思いながら触れさせていただきました。

部長さん、市長さんには本当に御丁寧なる答弁を頂きましてありがとうございました。おかげさまで血圧も平均値に戻ったようでございますが、また上がるかもしれませんけど、どうか御指導のほどよろしくお願ひいたします。

以上で、時間は少し余りましたけど、私の2問の質問については終わらせていただきます。御協力ありがとうございました。

○議長（森藤文男） 以上で、清水敏夫議員の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は10時20分を予定しておりますのでよろしくお願ひします。

（午前10時09分）

○議長（森藤文男） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（午前10時20分）

◇ 和田樹典議員

○議長（森藤文男） 4番 和田樹典議員の質問を許可いたします。

4番 和田樹典議員。

○4番（和田樹典） 4番 和田です。それでは、議長より発言の許可を頂きましたので通告に従いまして、一般質問を始めさせていただきますので、よろしくお願ひします。

私は、大項目の郡上おどりに関すること。

2025郡上おどりの変更点とおどり会場のごみ、そして、観光地としての公衆トイレについてなど、質問をしていきたいと思います。

まずは持続可能な運営方法についてから入っていきたいと思います。

2025年の郡上おどりも無事に終わりを迎える、今年の徹夜おどりも、近年になく天候にも恵まれ、盛大に踊り明かされ、大変なにぎわいでありました。今年の郡上おどりには約25万人余りの踊り客の皆様に訪れていただき、30軒ほどある八幡町内の宿泊施設には約5,000人余りの宿泊のお客様があつたと聞いております。

こうして大勢の皆様が気持ちよく遊びに来て、気持ちよくお帰りになる。そしてまたリピーターとしてお越しになるという循環があればありがたいことだと思います。そんな中、おどりが終わった後の会場では、おどり会場のみならず、町なかのあちらこちらには多くのごみが落ちています。昔からおどり会場やその近くの住民の皆さんは、おどりが終わる頃、起きて出てきて、ごみ袋やほうきを手にしながら朝の掃除に取りかかるといった状態が毎年続いております。掃除をする、そして、また、徹夜おどりが始まるといったことを繰り返すのです。そして、毎年のことではありますが、地域住民の皆さんのが掃除をし、ごみ回収業者の職員の方による運び出しが毎日行われています。大変ありがたいことです。その中で、今年の郡上おどりの運営には幾つか変わった点があつたと聞いております。

まず、今年は、例年どおり、郡上おどり運営委員会を構成する郡上踊り保存会、郡上八幡観光協会、商工会、市役所、もちろんおどり会場となる各地区会の皆様、様々な方々の協力の下、開催をされました。さらに、今年は、試験的に郡上おどりサポートーズクラブというものが結成され、郡上高校をはじめとした高校生の皆さん、また、一般の郡上おどりのファンの皆さんが郡上おどりの始まる前や終わった後の屋形の移動を手伝うというボランティアグループができたと伺っております。

中でも、郡上高校の生徒の皆さんは夏休みの貴重な時間の中でわざわざ参加をしていただき、屋形を会場まで移動するお手伝いをしていただいたようで、本当にありがとうございました。このようにサポートーズクラブの皆さんのが、新たな担い手となり、屋形を移動するというシステムが構築されると伺っております。

そこでお伺いします。このサポートーズクラブの現在の会員数を教えていただけますか。そして、このサポートーズクラブはどの程度の協力を頂けるのでしょうか。また、高校生の皆さんはどういった協力の進め方になるのですか。また、今回、サポートーズクラブが活動される中で様々な課題も見えてきたかと思います。その課題を踏まえて、今後の展望や期待などを聞かせてください。お願いします。

○議長（森藤文男） 和田樹典議員の質問に答弁を求めます。

粥川商工観光部長。

○商工観光部長（粥川 徹） 失礼します。それでは、和田議員の一般質問に対しまして答弁させていただきます。

郡上おどりサポートーズクラブについてお答えさせていただきます。

郡上おどりサポートーズクラブは、昨年6月に策定されました郡上おどり保存活用計画の各種取組に向か、どういった活動を行っていくかを検討するプロジェクト会議の中でアイデアにより創設されました。本年6月よりメンバーの募集を開始し、今シーズンより活動を開始しております。

昨日、9月11日現在になりますが、会員数は86名となっております。今シーズンの郡上おどりが始まり、その活動が認知されることに伴いまして会員数も徐々に増加している状況となります。

次にサポートーズクラブの活動内容となります、これにつきましては、郡上おどり運営委員会事務局にて行っておりました作業内容の洗い出しを行いまして、プロジェクト会議にてどういったことができるのかを検討してまいりました。

こうした中、まずは、すぐにでもできることに取り組んでいくということを目標としまして、課題として優先度が最も高いと思われており、かつ、取り組みやすい、屋形曳きの地区会支援に絞り込んで行うこととされました。

サポートーズクラブの活動につきましては、今後、活動の状況によりまして様子を見ながら、おどり開催に伴う会場の清掃、交通規制看板設置など、その活動の幅を広げていくことも検討されております。こうしたことによりまして、郡上おどり運営委員会事務局の負担が少しでも軽減されることを期待しております。

高校生の皆さんの協力についてお答えさせていただきます。

郡上高校生の方々におきましても、屋形曳きの支援に参加していただいております。本年におきましても、郡上高校生の方におかれましては、自然と環境をテーマに生徒の方々が今の自分たちにできることは何かということを考えられ、地元の高校生の地域課題を分析し、自らできることを考え、行動していただいている素地ができていることをありがたく考えております。

郡上おどりサポートーズクラブは行政主導による取組ではなく、市観光課職員もその募集や現場での運営などにある程度の関わりは持っておりますが、基本的にはチームメンバーにより行われております。

その課題としましては、サポートーズクラブの指示系統を担うリーダーの育成、また、ボランティアの取りまとめなどが挙げられております。郡上おどりサポートーズクラブは、業務だけでなく、人との付き合いなどの関係づくりを活動理念としております。屋形曳きといった活動を通じて、おどりファンと地元地区の人とが交流し、関係人口といったような関係性となっていくことを期待しております。

ボランティア参加者においては、まだこういった意識が根づいていないかもしれません、サポートーズクラブのメンバーからは、「単なる作業実施とならないよう、こうした関係性が構築できるような取組にしていきたい」というふうに伺っております。

今年度のクラブ発足に際しましては、メンバー募集に際しましても、ウェブページを作成され、募集、また、意見の取りまとめなど、主体的な活動について取り組んでおられます。非常に市としても頼もしく感じております。この先もクラブの活動を支援しながら自立した取組となることを期待しております。

以上となります。

○議長（森藤文男） 山川市長。

○市長（山川弘保） 和田議員御質問のサポートーズクラブです。今回、議員も御存じのように、こうして郡上高校の高校生がごみ袋を会場で配布してくださいました。また、それにはこういったメッセージがついています。この活動は森藤議長も大変高く評価しておられました。

少し読ませてください。

「ごみを持ち帰ろう。郡上おどりをみんなで守ろう。僕たちはごみのない美しい郡上を目指して活動しています。郡上おどりは地元の誇りであり、多くの人が楽しみにしている大切な文化です。でも、楽しい時間の後にごみが残ってしまうのはとても悲しいことです。そこで、僕たちはごみ袋を配って持ち帰りの呼びかけをすることにしました。少しの意識でも、まちも気持ちもきれいに変わっています。あなたの持ち帰る行動が来年も気持ちよく踊れる郡上の郡上おどりにつながります。どうぞ御協力よろしくお願ひします。岐阜県立郡上高等学校2年、凌霜チーム、ごみ収集者」。

こういった動きが今若者から出てきています。保護者の皆様の思い、そして、何よりも学校関係者、教育関係者の皆様がこれまでやってこられた思いがここにつながったと思い、敬意を表したいと思います。

以上です。

（4番議員挙手）

○議長（森藤文男） 和田樹典議員。

○4番（和田樹典） ありがとうございました。このような郡上高校の生徒の皆さん……。

○議長（森藤文男） 和田議員、マイクを。

○4番（和田樹典） 郡上高校の生徒の皆さんのお気持ちも大事にしながら今後とも郡上おどりを開催し続けていけることを心よりお願い申し上げます。ありがとうございます。

そんな中、現実問題として地元住民の人口減少によるおどり離れや屋形の出入れ、催事の開催のための会場設営など、関係者の負担も大きくなってきていると思われます。こういったサポートーズクラブの方々が担う双方の協力によって毎晩の踊りが開催できることをありがたく思います。

次に、今年の郡上おどりは去年までとは違い、広く市民の皆さんや踊り客の皆さんからの寄附を募り、運営委員会として自主財源を確保し、持続的な運営を目指していくとしていると聞いております。酒だるを使った現金による募金やQRコード等を利用した電子決済サービスによる寄附を

行っていたようですが、これはどれくらいの反響があったのでしょうか。会場で聞くとスマホの決済サービスで寄附をしましたとか、QRコードで募金なんて面白い取組だったという話を聞き、毎晩のように踊りに来るおどり助平の皆さんたちにもおおむね好評だったと感じました。

そこで質問いたします。このQRコードシステムの活用やたるなどのいわゆる投げ銭は今年はどれくらいの寄附がありましたか。また、それを今後どういったことに活用していくのかお答えください。お願いします。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

粥川商工観光部長。

○商工観光部長（粥川徹） 今回、初めての取組としまして郡上おどりに対する募金、通称、投げ銭を行いました。準備期間がありましたので、7月26日開催のおどりから実施しまして、おどり納めの9月6日までの二十五夜にわたり実施させていただいております。お寄せいただきましたその善意につきましては、本日現在となりますが、総額で137万9,095円となります。その内訳としましては、現金での寄附が134万5,834円、クレジットカードやQRコード決済といった電子決済による寄附につきましては3万3,261円となっております。頂きました善意につきましては、郡上おどり運営委員会としまして、築50年を経過しておりますおどり屋形の修繕にかかる費用や、今後の更新に向けた積立て、おどりの魅力向上を目的とした活動への支援、運営に係る支援員の補助等に充てていきたいというふうに考えておりますのでよろしくお願いします。

以上です。

（4番議員挙手）

○議長（森藤文男） 和田樹典議員。

○4番（和田樹典） ありがとうございました。この皆様からの貴重な浄財を今後の郡上おどりの運営に上手に利活用していっていただきたいと思います。

次に、あってはならんことですが、おどり会場内で事故があった場合の対応についてお伺いをいたします。というのは、3年ぐらい前だと思ったんですけれども、踊りに来てみえた観光客の方が休憩中に倒れられ、近くにいた人が心臓マッサージやAEDを利用し、救急車を呼び、一時騒然となつたということが現実に起きました。前々からおどり会場にもAEDが必要なのではないかという話はありましたが、そのときにはまだその場所に準備がなく、民家の壁にあるAEDを使用し、救急車に引き渡したようです。1分1秒を争う中で、おどり会場では恐らく屋形が一番近いと思いますが、残念ながらそのときにはまだ準備ができていなかったということで、そこで質問をします。

現在、そういう事故が起こった場合のおどり会場における対処についてお聞かせください。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

粥川商工観光部長。

○商工観光部長（粥川　徹）　郡上おどり開催時における緊急対応についてお答えさせていただきます。

おどり開催時においては、けがや体調不良などの事態が発生する可能性があります。こうした状況に対応するため、郡上警察署や郡上中消防署との連携を強化して運営しております。AEDにつきましては、令和5年度において整備しております。縁日おどりの際にはおどり屋形に設置しております。

ただ、徹夜おどり期間におきましては会場が広範囲となりますので2台体制としておどり本部及びおどり会場係の方に設置し、緊急対応ができるようにしております。

なお、郡上市消防本部が実施しております普通救命講習、こちらのほうに受講するなど、救命のための知識や技能の習得にも努めております。

また、おどりシーズンの前にはスムーズな救急搬送ができますように、救急車の進入路、停車位置をおどり会場ごとに消防署と協議の上設定しております。

おどり開催日には、会場の広さに合わせて1人から3人の当番制を設けておりまして、救急対応や救急車両やストレッチャーなどの円滑な進入に備えるとともに救急車の進入のための整理等も行っています。

近年では、猛暑、酷暑が増えまして、熱中症の発生が懸念されます。このため、初期対応を目的としまして経口補水液、首等を冷やす保冷剤などの準備や、横になるための簡易ベッド、車椅子を1台、会場のほうに配置しております。また、今年度の徹夜おどりでは、市内の事業者の御協力によりまして、新たにエアコンつきの救護所兼赤ちゃんスペースも設置させていただいております。

郡上おどりは多くの方が訪れる大規模なイベントとなります。このため、今後も警察、消防との連携をより密にしながらしっかりと初動対応ができるような備えをしていきたいと考えておりますのでよろしくお願ひします。

以上です。

（4番議員挙手）

○議長（森藤文男）　和田樹典議員。

○4番（和田樹典）　ありがとうございました。せっかく観光客の方は郡上おどりを楽しみに来てくださっております。地元の方たちも含め、安心して楽しく踊っていただける環境をつくっていただきますよう、今後ともよろしくお願ひをいたします。

次に、小項目、郡上おどりに関する受入体制の改善についてに移っていきたいと思います。

おどり期間中の駐車場に関してお伺いします。発祥祭から踊り納めまでのお盆の徹夜おどりを除く縁日踊りの晩は、市営の駐車場と民間の駐車場で何とか収まっているようですが、徹夜おどりとなるとそうはいきません。例年、八幡中学校と八幡小学校が臨時駐車場となり、天気次第ではこれ

もいっぱいになるようです。さらに、天気が悪かった場合などは車の進入によりグラウンドコンディションも悪くなり、グラウンドの整備がかさむことも心配をされます。それもあり、例年、収支は赤字であるとも聞いております。

そこで質問をします。徹夜おどりの期間の臨時駐車場の駐車可能台数を教えてください。また、徹夜おどりの駐車場不足などの課題に対する新たな取組などがありましたら教えてください。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

粥川商工観光部長。

○商工観光部長（粥川 徹） それでは、徹夜おどり期間における駐車可能台数についてお答えさせていただきます。

市としましては、市営愛宕駐車場や日吉駐車場といった駐車場のほか、臨時駐車場として八幡小学校や八幡中学校を設定させていただきまして、令和7年度にはなりますが、合計で1,672台を確保、提供させていただいております。

加えまして、台数は不明となりますが、民間の方々も独自に駐車場の方を開設されておりますのでよろしくお願ひします。

駐車場を取り巻く課題としましては、お越しになられる方々の御心情としまして、まずはおどり会場に近い場所を求められるものと思われます。このため、八幡小学校や愛宕駐車場といった会場に近い駐車場から満車となり、こちらを目指して来られる方々にとっては不足しているのではないかというふうなイメージで取られることがあるかもしれません。また、こうした方々におかれましては、駐車場が空くのを待たれて、これが要因になりまして交通渋滞が発生することも課題と捉えております。そのほか、臨時駐車場の開設に当たりましては、議員のおっしゃるとおり、運営するための入件費や開設後におけるグラウンド整備費、こういったものが年々上昇する傾向であります、こちらが赤字の要因となっております。

そこで、今年度におきましては、課題解決に向け、駐車場の空き情報の発信強化であったり、シャトルバスの増便、駐車場の自動管理システムの実証実験を行っております。加えまして、今年度におきましては、先に述べましたとおり、運営コストの上昇に伴います駐車料金の値上げをさせていただきました。これに関しましては目立った苦情は受けておりません。また、駐車利用台数の実績からも、ある程度、こちらの値上げにつきましては、理解を得られたものかなというふうに考えております。

今後につきましては、駐車可能台数の増加は容易でないというふうに考えておりますので、駐車情報の発信強化や長良川鉄道といった公共交通を活用しましたパーク＆ライドの促進、お越しになられる方々の利便性は確保しながらも、運営コストの削減や効率的な人員確保に向けたシステムの導入、こういったことを検討したいと考えておりますのでよろしくお願ひします。

以上です。

(4番議員挙手)

○議長（森藤文男） 和田樹典議員。

○4番（和田樹典） ありがとうございました。今、おっしゃったような課題に対する様々な取組により、収支面、運営面の改善をしながら徹夜期間の駐車場問題にはまた苦労すると思いますが、市としても他の団体と共に検討を重ねていってほしいと思います。

次に、踊りに来られる観光客の中には車椅子でお越しのお客様が少なからずお見えになります。この中には本当に踊りが好きで、10年以前から御家族の方に車椅子を押されながら会場に来られ、屋形の周りのスペースで車椅子を固定し、上半身だけで踊りを踊ってみえる方もみえます。以前には車椅子で踊りに来られて、踊りの輪の外で上半身だけで所作をまねて楽しんで帰られたという車椅子のグループもいらっしゃったことを記憶をしております。当然ながらそのときは介助の方が何人についておみえでしたが、このように郡上おどりには様々な方が見に来られ、踊りに来られます。中には普段身近なところでは車椅子は必要ではなく、出かけたときなどでは必要もあり、車椅子をレンタルするという方もいらっしゃると思います。こういった人は世の中には一定程度いらっしゃることだと思います。実は、私自身、足に障がいを持っておりまして、階段では手すりがなければ上がっていくことさえも難しい状態です。また、私の議員活動の中でも昔のように走り回れない状態であり、後援会や有権者の方々にもこちらから会いに行ってお話をすることもできず、御迷惑や御心配をおかけをしております。こちらも大変申し訳なく思っている次第であります。

そんな中、以前、大型の商業施設へ行った際に車椅子を借りた経験がありました。大変ありがとうございました。また、郡上市においてもそういった方に配慮をしてもいいのではないかと思いました。

そこで質問です。観光客に対しての配慮の中で、日中は観光協会が観光業に対しての車椅子のレンタルを用意してみえるようですが、おどり会場での車椅子のレンタルをすることを検討していくことはできませんか。お答えください。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。粥川商工観光部長。

○商工観光部長（粥川　徹） おどり会場における車椅子のレンタルについてお答えします。

議員のおっしゃるとおり、夜間における観光客向けの車椅子のレンタルは実施していないという状況となっております。この時世としまして年齢や障がいの有無といった事柄にかかわらず誰もが快適に旅行を楽しむことのできるユニバーサルツーリズムといった考え方もあり、この点におきましては、郡上おどりの誰もが参加でき、体験楽しむことができるという特徴から車椅子の必要性もあろうかと思われます。併せて、この考え方は踊りに限らず観光全般に言えることかもしれません。

そこで、車椅子のレンタルにつきましては、そのニーズについて、現在ではどの程度ニーズがあるかといったところは測っておらない状況ではありますが、今後そういった問合せの状況を確認させていただきながら実施の可能性についても検討させていただきたいというふうに考えておりますのでよろしくお願ひします。

以上です。

(4番議員挙手)

○議長（森藤文男） 和田樹典議員。

○4番（和田樹典） ありがとうございます。今後は障がいのある方にも郡上おどりを楽しんでいただけるよう考えていくだけれどありがたいと思います。

次に、おどり会場、またはその周囲にはトイレが少ない。一般的なトイレが少ないというわけではないんですが、国の三大盆踊りと言われる郡上おどりの開催エリア内には車椅子対応のいわゆる多目的トイレがあるにはあるのですが、少ないのでないかと思われます。北町には殿町の筋に博物館とまちなみ交流館、そして、城下町プラザの3か所、南町になると旧庁舎記念館裏の1か所しかありません。数万人が集まると言われている徹夜おどり会場に近い場所には一つもないです。先ほどの車椅子を利用している方や体に障がいがある方、または赤ちゃんの駆にもあるにはあるんですが、やはり数がもう少しあればと思います。小さい子どもさんをお連れの方は、多目的トイレがあればおむつを替えられたりすることもできると思うんですが。

ここで質問です。今後、徹夜おどりの会場に比較的近い場所に車椅子の方や、障がいのある方、または小さいお子様連れの方などが使えるような多目的トイレをどこかに造れるといいと思うんですが、ただ、当然、土地とか御近所のこともあると思われます。しかし、今後、そういった多目的トイレをどこかに造る勘考もしていただけないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。粥川商工観光部長。

○商工観光部長（粥川　徹） 徹夜おどり会場付近における多目的トイレについてお答えさせていただきます。

さきの答弁にもありましたように多様な方々に郡上おどりに来ていただいております。こうした中にあっては、おむつの替えや授乳、オストメイトなどの利用のニーズに対応するための多目的トイレの必要性はあろうかと思います。

しかしながら、多目的トイレの設置には一定の基準が設けられておりまして、その設置には用地的な課題は当然のことながら、設置後における維持管理の課題もあろうかと思います。また、既存のトイレを多目的トイレへ改修することもあるかと考えられますが、そうした場合、便器個数が減少することも想定されるなど、現状の各公衆トイレにおいての改修等については困難なものと思われます。

おむつ替えや授乳等においては、市内に設けられております常設の赤ちゃんの駅、また、テント式の赤ちゃんの駅の設置により対応できればと考えておりますが、多目的トイレの増設につきましては現時点としては困難な状況と考えておりますので、御理解いただきますようお願いします。

以上です。

(4番議員挙手)

○議長（森藤文男） 和田樹典議員。

○4番（和田樹典） ありがとうございます。年間に何万人という人が集まるこの郡上市には、また、いろいろな状況にある人たちが集います。ありとあらゆる人に対応するというわけにはいかないとは思いますが、今よりも少しばかりの配慮ができればと思います。遊びに来られる方、いいまちになるかと思いますので、どうかよろしくお願ひいたします。

そして、観光客の方々を呼び込むには、このまちに来る人たちが気持ちよく滞在できる空間を提供することが大切かと思います。私自身、よその観光地に行った場合にはやはりそういったところをどうしても見てしまいます。郡上以外へ出向いたとき、地元を見つめ直して、いいところはどんどんまねをして、もっとこのまちの環境を良くしていければいいのかなと思います。

本日はどうも御答弁いただきまして誠にありがとうございました。これで私の一般質問を終わります。

○議長（森藤文男） 以上で、和田樹典議員の質問を終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。再開は11時5分を予定しております。よろしくお願いをいたします。

(午前10時50分)

○議長（森藤文男） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午前11時05分)

◇ 北山浩樹議員

○議長（森藤文男） 1番 北山浩樹議員の質問を許可いたします。

1番 北山浩樹議員。

○1番（北山浩樹） 議長に発言の許可を頂きましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

本日は大項目を2つ。1つ目、林道整備と森林活用による市の未来について。

大項目2、指定管理と公共施設の未来について、この2つで質問をさせていただきたいと思います。

それでは、まず、大項目1、林道整備と森林活用による市の未来について質問をさせていただき

ます。

郡上は昔から雪深い山間に暮らすため、人と人、山と山をつないできた道を造る人がいました。林道は森への入り口であり、その入り口の先にこそ林業や観光、教育といった利活用があります。

写真をお願いします。

しかしながら、「知人を連れて山に入りたいのに道が悪く入ることができない」といった声や「大雨のたびに通行ができなくなる」といった切実な声が届いているのが現状です。2つ目の写真が林道が通行ができなくなっている状況の写真です。

林道は市民が安心して利用できる道路でなければなりません。豊かな森林の価値も市民の願いも届きません。林道整備は市の未来を支える基盤政策だと考えます。これは森林整備計画にも記載がされており、市に確認したところ、林業専用道路を除いた林道の総延長は約615キロに及び、整備やさきの写真のように修繕が追いついていない箇所も多々あるようです。この現状のままでは、市政が掲げるグリーンプロジェクトや脱炭素、木育推進といった重要な政策が絵に描いた餅となってしまうのではないかでしょうか。

そうならないためにも、本日は林道整備とその先の森林利活用について、市長、そして、各部長に質問をさせていただきたいと思います。

まずは、林道整備の展望について、これを小項目1として質問させていただきます。

市長にお伺いします。限られた予算を有効活用するためにも、林道を林業用、観光用、教育用といった目的に応じて調査をし、効率的な整備を進めるべきだと考えます。この目的別整備の考え方についてどのように評価をしていただけるでしょうか。また、林業事業計画や地域資源活用と連動した、災害に強く、林業従事者や市民が安全に利用できる林道の舗装を含めた一体の整備を進めていくお考えについてお話を聞かせください。

○議長（森藤文男） 北山浩樹議員の質問に答弁を求めます。

山川市長。

○市長（山川弘保） お答えいたします。

林道を目的別に整備するという視点は注目すべきであり、これまでそういう視点で考えたことはございませんでした。

しかし、白山の白川郷ホワイトロードのように観光に特化した林道、こういったものは大変珍しく、基本的に人工林の中を整備し、林業振興に資するものを林道といい、その目的にかなった場合、舗装やのり面の整備などの補助対象となります。皆伐などを実施した林道によっては眺望が開けたり、林道の横をきれいなせせらぎが流れたりして、観光にも生かせるものがあります。こういった場所は子どもたちの教育の場や大人の社会教育の場にもなります。

そこで、今後の林道の在り方としては、既存の林道を本来の目的である森林施業に活用しつつ、

周辺の観光教育施設と連携することで、市民の誰もが利用できるよう、部をまたいで考えていくければいいと思っています。今後、林道の管理者として、庁内横断的課題として研究をいたしたいと思います。

舗装については、開設した際に、議員御指摘のように舗装も同時に実施したいのが思いですが、それには条件があり、同時舗装を行うためには通り抜けできる路線で道路勾配が7%以上の急峻区間が全体延長の2分の1以上を占める路線となっています。

現在、市では開設を行っている路線は、林道干田野～石徹白線のみで、この路線につきましては舗装を含め一帯の整備を現在行っております。

一般の方も利用される林道、例えば、林道白尾～鷲見線は登山客にも利用されており、7月23日の大雨で路面が洗堀されたとの情報がありましたので私も現場を見てきましたが、普通乗用車では走れないほどのひどい状態でした。このため、登山シーズンに間に合うよう急遽整備をいたしました。

林道は森林施業のときだけ使用するというのが一般的ではございますが、一般の方にも利用されるような林道は、条件が合えば舗装と一体的に整備をこれからしていきたいと考えます。

現在、郡上市内においても、郡上市森林整備事業計画に沿って開設中ですが、先人が植えて育てた森林を有効活用できるよう、今後も一層の整備を進めてまいります。

以上です。

(1番議員挙手)

○議長（森藤文男） 北山浩樹議員。

○1番（北山浩樹） 市長、御答弁ありがとうございました。林道の舗装の重要性に対して、様々な問題があることも十分理解をさせていただきました。

ただ、林道整備は単なる土木事業等とかではなく、郡上の未来を開く戦略的な展開が今後は必要かと私は思います。森林計画の整備も計画的に今後進めていただけることをお願い申し上げます。

次に、小項目2、森林の活用についてというところで質問させていただきます。

今、市長から御答弁があられたように、林道がもし計画的に整備されていった、それが実現し、その先にある森林の利活用についてを各部長にお伺いしたいと思います。

1つ目です。農林水産部長にお伺いします。

林道整備による林業の振興と獣害対策についてです。獣害対策関係者の皆様からは、林道が荒れていて、わなの見回りが大変で獣害対策が追いつかないといったような切実な声があります。林道整備が進めば、獣害対策として設置してあるわなの見回り率の向上、獣害の減少による林業振興につながると考えます。また、林業従事者の育成や若い世代が新たに林業に参入するための支援策についてなどどのように考えておられるのでしょうか。特に次世代の林業従事者確保に向けて働きやす

い環境づくりを支援するための具体的な計画などがあればお聞かせください。

2つ目です。商工観光部長へです。

新たな観光資源としての林道と森林の利活用についてお伺いしたいと思います。

林道のある地域からは、「せっかくいい景色があるのに道が通れない」「登山道が利用できない」といった声が聴かれます。林道整備が進めば、新たな施設を建設することなく、ハイキングコースやサイクリングツアーやといったこれまでにない観光コンテンツを創出できる可能性があります。

写真をお願いします。

写真は白馬村の写真になります。ほかに、徳島県三好市でも同様なことが開催されておりますが、林道を整備し、サイクリングロードとして多くの観光客を誘致している成功事例もあります。こうした他市の事例等を参考に林道整備を通じた新たな観光プロジェクト、このようなことを具体的に構想できるのでしょうか。お考えをお聞かせください。

3つ目です。教育次長にお伺いいたします。

森林教育・木育推進についてです。

市では、建設予定の木遊館で子どもたちが幼いときから木材に触れるといった環境が整備されます。この体験が単発で終わらないよう、その後の教育段階で子どもたちが実際に林道から森に入り、木に触れ合うための具体的なロードマップや仕組みについてのお考えをお聞かせください。

以上、3つです。お願いします。

○議長（森藤文男） それぞれの質問に順次答弁を求める。

伊藤農林水産部付部長。

○農林水産部付部長（伊藤公博） お答えいたします。

岐阜県の森林面積86万3,000ヘクタールに対し、令和5年度の県の林業従事者数は940人。単純計算ではありますけれども、林業従事者1人で約900ヘクタールもの森林をカバーしていることになり、林業では明らかに人手が不足しております。また林業従事者の高齢化も課題となっています。林業従事者の若返りは進んでいますが、60歳以上が約2割を占めており、林業事業体にとって安定的に事業経営を行っていくためには、若手の林業従事者の確保が不可欠です。

加えて、労働災害発生率を示す死傷年千人率は、令和6年において全産業の平均が2.3%であるに対し、林業はそれをはるかに上回る23.3%となっており、労働災害が多く発生している業種です。林業従事者を安定的に確保し、定着させていくためには、若者を中心に新規就業者を増やすとともに、労働災害を削減・撲滅し、安心して働く職場としていくことが求められます。こうしたことから、市では、県農林事務所や森のジョブステーションぎふなどと連携し、郡上高校の森林環境学科の生徒に対する就職相談会やインターシップの受入れ、また、林業事業体に対する労働安全装

備品の購入支援などを行っております。

さらに、働きやすい職場環境づくりに向け、雇う側・雇われる側の垣根を越えた意見交換会を開催するなど、林業がより魅力のある産業となり、就業希望者が一人でも多くなるよう取り組んでまいります。

○議長（森藤文男）　粥川商工観光部長。

○商工観光部長（粥川　徹）　森林の観光面における利活用についてお答えさせていただきます。

市の約9割の面積を有する山林におきましては、議員のおっしゃるとおり、景色のいいところもあろうかと思います。また、自然や歴史、文化といった面において各地域の森林エリアにはそれぞれに根づいた資源があろうかと思います。これらを保護・保全しながら、さらには活用していくということは地域の活性化にもつながっていく可能性があると考えております。

こうした中にあって、現に郡上市観光連盟においては、市内のアウトドア体験事業者と連携を取りながら森林を活用したマウンテンバイクでのサイクリングやきのこ狩りツアーなどのガイドツアーが実施されている状況でもあります。森林空間は新たなコンテンツを生み出す要素となろうかと考えております。自然環境の保全の重要性も鑑みながら森林の観光活用による二次的な地域振興にもつながるよう、郡上市観光連盟やアウトドア事業者との連携を取りながら取り組んでまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いします。

以上です。

○議長（森藤文男）　長尾教育次長。

○教育次長（長尾　実）　それでは、お答えします。

教育委員会が推進しておりますシン郡上学では、成長段階に応じて様々な体験やワークショップで生涯学習を行うこととしております。また、岐阜県が提唱し推進する「ぎふ木育30年ビジョン」でも成長段階に応じた教育を行うことを推奨しており、目指す目標として「子どもをはじめとするすべての人々が森林や自然に誇りと愛着をもち、森林に対して責任ある行動をとることができる人材となること」としております。これが一つのロードマップになるのではないかと考えております。その上で、教育委員会では、現在、シン郡上学を核として生涯学習を推進しております。小中学生を対象とした「こども講座」や「チャレンジ郡上ぶ」では、山や川での自然体験学習や地域体験学習によって子どもたちが山や自然に触れる講座を開催しております。また、多くの学校では森林の現状と課題を学ぶ座学や林業体験など、地域を学ぶ森林学習を取り入れております。

林務課では、森林環境学習として小中学校に赴いての木育の授業や森林づくりフェアを定期的に開催し、幅広い世代の市民が林業に関心を持てるような環境づくりを行っております。これら既存の活動のある中で、木遊館の施設での体験は幼児期から小学生程度までを対象としておりますが、そこで行われるワークショップやイベントについては、保護者の方や中学生から一般の方まで幅広

い世代に向けたものを計画する予定をしております。

木遊館は木育を推進するための一つの手段となります、そこを拠点として、学校、市民、企業、行政が連携することで様々な手段で木育を行われるようになり、市民が継続して木育、林業に興味を持てるような仕組みづくりを目指していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

(1番議員挙手)

○議長（森藤文男） 北山浩樹議員。

○1番（北山浩樹） 御答弁、各部長様、ありがとうございました。それぞれの分野において森林を生かす取組の問題点や考え方を今お聞かせ願いました。

私は、林道整備というものは森林活用につながり、この流れが郡上の資源を最大限に生かして未来につないでいけるものだと思っております。今後も有効にこの資源を活用し、行政も縦割りでなく、市の中が一丸となって森林活用について考えていただきたいと思います。そして、観光面においては広くPRをしていただき、たくさんの方に郡上市のこの貴重な資源を生かした観光に来ていただきたいと思っております。

最後に、各部長のお考え等も含めて市長にお伺いしたいと思います。林道整備から森林活用への流れ、市政としてはどのように戦略的に考えておられるのでしょうか。また、先ほども申しましたが、部局横断で推進していくお考えについてお話を聞かせください。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

山川市長。

○市長（山川弘保） 今回は、林道を通しての観光教育といったような問題に対して御意見を頂きました。

林道の在り方は、今、各部長が申しましたように、観光、教育、こういったものと連携して市民の誰もが目的別にアクセスできる林道を検討しなければなりません。そのためには、一般の方も利用できるような林道は条件が合えば舗装と同時に一体的に整備をしていきたいというふうに考えております。

林道整備と並行して林業ではより魅力ある産業となるよう、働きやすい職場環境づくり、これを進め、林業従事者の確保につながるような取組が必要です。観光では既にアウトドア体験の事業者が森林空間を利用したガイドツアーなどを実施しておられますが、これが持続的な取組になるよう支援をしてまいらなければなりません。

教育では、仮称ではございますが、「ぐじょう木遊館」、これを拠点にシン郡上学と連携し、そして、市民が木に触れ、そして、さらには森林へ誘われる、そういった木育の展開が必要です。

日置前市長は観光立市郡上と言われ、初代の畠市長は第一次産業に立脚した観光立市での郡上を

目指されました。郡上市の森林は面積の9割を占めています。そして、第一次産業としても、また今後の観光コンテンツとして、教育などで大きな大きな役割を果たすであろうと期待をしています。これを実現するのが3年後に湛水がたまる内ヶ谷ダムを利用したインフラツーリズムだと考えております。これは広大なダムの湖面に加え、その背後に広がる600ヘクタールを超える郡上市有林等を観光コンテンツ、また、森林環境教育、そういうフィールドとして活用していく計画です。

現在、部局横断の体制でその研究が始まっていますので期待をしていてください。

以上です。

(1番議員挙手)

○議長（森藤文男） 北山浩樹議員。

○1番（北山浩樹） ありがとうございます。前向きなお考えを聞けて本当にうれしく思っております。

インフラツーリズム等をはじめ、山林や林道等が多方面で活用されることを切に願っておりますし、林道というものは誰もが利用できる、これが大前提になってくるのではないかなと思います。一番最初に写真で出させていただいたように、雨が降って通行止めになってしまい、このような脆弱な道であってはならないと私は思っております。整備と利活用、郡上の豊かな森林資源を是非とも有効に活用し、次世代に残していっていただきたいと思います。これで私の第一回の質問は終わらせていただきます。

次に、大項目二つ目です。指定管理と公共施設の未来についてというところで質問をさせていただきます。

小項目の1つ目です。市における指定管理制度の目的について質問をさせていただきます。今回は、この議会でも幾度となく指定管理についての質疑が繰り返されてきたことは十分承知しております。しかし、合併から20年経過した今、改めてこの制度の運用について質問をさせていただきたいと思います。

この制度は民間の活力を取り入れ、住民サービスを向上させながら経費の削減を図るという非常に重要な目的を持っております。単なるコスト削減に終わるのではなく、市民サービスの向上こそが主たる目的であるという理念を再認識するため、市における指定管理制度の目的と題して質問をさせていただきます。

先に質問を3つほどさせていただき、それに関する御提言、その後に一緒にまとめて御回答いただければと思っております。

1つの質問です。施設の運営評価における透明性の向上ということです。

市が歳入増加の貢献度という観点から、収益事業を伴う施設の運営状況についてはどのように評価をしておられるのでしょうか。具体的にお聞かせください。

そして、指定管理の選定プロセスです。どのような具体的な指標や評価指標を用いて運営状況を評価しておられるのか。これらの指標が一定の水準を満たさなかった場合、市はどのような改善指導や対応を講じておられるのでしょうか。市民の税金が投入される施設の運営において具体的な事例を挙げてお聞かせください。

2つ目の質問です。施設の必要性の客観的な見直し。市民生活に必要不可欠であると市が明確に判断している施設については、しっかりととした、てこ入れをしていただき、維持管理や修繕を十分に行う責務があると考えます。しかしながら、時代の流れとともに必要性が薄れてきた施設、これらを客観的に分別することも不可欠だと考えます。

市では、個々の施設の再編・再配置に向けた行動計画案を策定されていることは十分承知しております。この計画案の最新の進捗状況はどうなのか、また、これらを進めていくための問題点はないのか、この行動計画案を行動計画へと速やかに移行するための取組を強く推し進めていくことができるのでしょうか。

3つ目の質問です。事業選定の透明性の確保についてです。特定の事業者が複数の施設を継続して受託している状況が見られます。これらについて競争原理が十分に働いているのでしょうか。市は、より広く市外や県外からも事業者を募るお考えはあるのでしょうか。

これまでの指定管理選定プロセスにおいて、市が何を最も重視してきたのか、その内容で市民サービスは十分に満たされてきたのか、事業の見直しを必要とするものはないのか、その考え方をお示しください。

この質問についてはこの3つになります。今、3つの質問を挙げさせていただきましたが、私なりに郡上市が今後持続可能な行政運営を行うためにどのようなことが大切なのかというようなところを提言として3つ挙げさせてもらいます。

スライドをお願いします。

1つ目です。施設の運営評価における透明性の向上と題しております。

これについては、単なるコスト削減ではなく、市民サービスの向上が主目的であることを明確にするために、収益比率、利用率、地域貢献度、顧客満足度といったような多角的な評価指標を設け、多角的に評価する体制の構築が必要ではないでしょうか。各指標には具体的な目標値を設定し、達成状況を定期的にチェックする、これも同時に体制を確立する必要があると思います。また、管理団体による監査とその報告を重要視し、市民に分かりやすく公開し、透明性の高い運営を目指す必要があるのではないでしょうか。

しかし、目標未達成の場合には、改善計画の提出や外部専門家の介入を求め、それでも改善が見られない場合には、契約の解除の基準、そのようなものを設ける具体的な対応策を考えるべきだと思います。

提言の2つ目です。施設の必要性の客観的な見直し。

施設の必要性を評価する基準として、利用頻度や地域住民への影響、管理コスト、時代適合性といった観点から客観的な基準を設けるべきではないでしょうか。そして、住民アンケート、専門委員会の設置、様々なデータ分析を通じて施設の必要性を定期的に見直す仕組みを構築してください。必要性が薄れた施設については、用途の変更、売却、民間活用、統廃合といった対応を遅滞なく検討し、市民の財産を有効活用することを求めます。これらの再評価の進捗状況は市民に定期的に報告し、住民参加型の議論を行うことで透明性を確保する必要があると思います。

提言の3つ目です。事業選定の透明性の確保です。

市外や県外からも広く事業者を募ることで競争を促し、より質の高いサービス、これらのノウハウを導入すべきです。また、契約においても市にとって後々不利益にならないよう、規約や契約内容についても専門家を交えて慎重に作成する必要があるのではないかでしょうか。その考え方を明確に示し、市民サービスの向上を最優先とする姿勢が大切なのではないかでしょうか。

以上のこととめて、質問と提言、お話をさせていただきました。これらを交え、市長のお考えをお聞かせください。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。山川市長。

○市長（山川弘保） それでは、一つ一つお答えをしたいと思います。

まず1つ目、施設の運営状況と評価の指標についてです。

現在、指定管理者制度を導入している施設は、農産物加工施設や道の駅、宿泊施設、温泉施設など、多岐にわたっており、大半が合併前の旧町村時代に当時の地域振興のために設置した施設となっています。本来、宿泊施設や温泉施設などは民間事業者が利益を得ることを目的にして採算を取りながら経営する施設であり、実際に市内において民間でも経営されていることから、市が税金を投入して継続をしていく必要性が低い施設となります。このため、これまで一定の見直しを行いつつも地域振興を願った当時の町村の思いも踏まえ、公の施設として運営を継続してきた部分もあります。

指定管理者を選定するに当たっては、施設所管課が募集要項と仕様書を作成した上で市として公募または非公募のいずれの手法で行うかを決定します。そして、募集要項等に基づき申請書を提出いただき、条例や要項に基づいて指定管理者となるべき候補団体を施設の設置目的が達成できるか、施設の適切な維持管理と効率的な管理運営が可能か等の視点から審査し、選定します。この際、公募の場合は施設の種別に応じて審査結果を数値化し、相対的に比較することで候補者を決定しますし、非公募の場合は具体的な評価指標や数値目標等は定めていないため、事業者の実績を踏まえて総合的に判断しています。候補者選定後は細部を詰めた上で議会の議決を経て指定管理者となります。

指定管理者の管理運営実施後の評価等については、指定管理者制度におけるモニタリングに関する指針を定め、指定管理者制度導入施設の全てでモニタリング、いわゆる監視・観察を実施しています。モニタリングは月報や業務報告などの処理審査や現地確認等を行い、管理運営の適切性やサービス水準が維持されているかについてチェックシートを基に確認するとともに、評価調書を作成し評価することで行います。評価に当たっては特段の目標値などは定めていませんが、改善が必要な項目がある場合は改善計画書の提出を求ることとなっています。

御提言いただきました多角的な評価指標と審査の仕組みについては、評価後の対応を含めてあらかじめ指定管理者に示しておく必要があります。このため、各施設において3から5年ごとに実施する指定管理者募集の仕様書等の作成に当たり、どのような項目にどのような水準を求めるかを明確にした要求水準を可能な限り数値化して示すことで客観的に評価できる仕組みづくりを検討してまいりたいと思います。

2つ目に施設の必要性と見直しについてです。

公共施設適正配置計画の実効性を高めるために策定したものが公共施設再編行動計画となります。行動計画は、適正配置計画において方向性を示したそれぞれの施設分類ごと、エリア・地域ごとに諸課題を整理しつつ課題解決に向けて市などが取り組む具体的な方策やスケジュール等を示し、市民、地域など、関係者と情報の共有化を図った上で市民等の合意形成の下、着実に公共施設の再編・再配置を進める実施計画として位置づけています。

行動計画案策定の進捗状況としては、令和3年度までに54項目にわたる計画の策定について、施設を所管する部署において進めることとしていましたが、これまで43項目にとどまっており、残りの11項目については今後必要に応じて策定を進めていく予定としています。

行動計画案策定の進捗が遅れている理由としては、コロナ禍の影響により十分な内部協議ができるない施設があつたことなどが挙げられますが、いつまでも行動計画案の策定や実行を遅らせるわけにはいかないため、財政的な裏づけや関係者との調整等を関係部署で行い、優先順位をつけて進めたいと考えています。

なお、公共施設等総合管理計画では、施設を延べ床面積に換算して、令和元年度から10年度までの10年間に10%削減することを目標としています。

この進捗状況についてですが、令和6年度までに31施設の見直しを行うことで、1万3,081.33平米、計画で示す延べ床面積全体の3.1%の削減を実行しています。公共施設適正配置計画については、市民の視点及び専門的な見地から慎重に検討していただくため、公共施設適正配置計画検討会議を設置して策定を進めてまいりました。策定以降は、市民の皆さんや学識経験者の方々で組織する行政改革推進協議会において進捗の確認、また、必要な審議を頂いております。このため、御提言いただきました専門議員会等につきましては、引き続き行政改革推進審議会の役割として委ねて

いきたいと考えています。今後はこれらをいかに実行していくかということが必要だと考えております。

3点目でございます。事業者の選定と透明性を重視する点についてでございます。

市では、地方自治法に基づきながら指定管理者制度の活用を図っており、詳細については指定管理者制度の運用に関する指針に照らして具体的な運用を行っているところです。

現在、指定管理者制度を導入している施設は60施設であり、このうち、指定管理者を公募して決定している施設は2施設、残り58施設は非公募による指定という状況です。公募施設のうち1施設については郡上市外に本社を持つ事業者が管理運営を行っています。

非公募の主な理由として、運用指針では第三セクターが当該施設を利用して業務を行うことを目的に市が設置した場合は非公募で選定できることを定めており、この要件に回答する施設は19施設となっています。また、この要件以外で特定の法人や団体が指定管理者となっているものが25施設、社会福祉協議会や観光協会などの公的団体によるものが14施設となっています。これらは旧町村時代の施設設置の経緯から継続して原則同じ団体等に管理・運営を委託しており、これまでの経緯と実績から運用指針の特定の団体を指名することが明らかに効果的、効率的と認められる場合という考え方を適用して指定管理者に指定しています。

指定管理者制度を導入する場合、市として重要視してきたことは施設と経営を一体的に管理することで、特産物の振興や雇用などを含めた地域振興を図っていくという点になります。非公募の場合、継続的な指定管理者選定は、地域振興や市内事業者の育成、雇用維持確保の面では一定の効果があると考えますが、競争原理が働きにくいということは御指摘のとおりであり、場合によっては、指定管理者制度の目的である住民サービスの向上と経費の節減の両立を達成できない可能性も考えられます。このため、御提言いただきましたとおり、現在非公募としている施設については公募を検討していく必要があると考えます。

ただし、特に市の施設の指定管理のみで事業運営をしている法人・団体につきましては、公募の結果については、指定管理業務が失われることで存続できないというおそれもありますので、このあたりに留意しながら市民の利益を確保するためにどのような設計ができるかということを検討したいと思います。長くなつて申し訳ございません。

(1番議員挙手)

○議長（森藤文男） 北山浩樹議員。

○1番（北山浩樹） 市長、ありがとうございました。この指定管理についてもやはり旧町村時代からいろいろな問題があるかと思います。しかしながらも合併20年たちました。人間でいったら私はもう20年たつと成人になってきて、いろいろなことの見直し、考え方の変化というものは出てきて当然だというふうに思っております。様々な計画等も市のほうでは計画されて進めておられるよう

ですので、今後もそれが遅滞なく進んでいき、市民サービスの向上につながっていくことを切に願っております。

この2つで、以上で私の一般質問を終わらせていただきます。本日はありがとうございました。

○議長（森藤文男） 以上で、北山浩樹議員の質問を終了いたします。

それでは、ここで昼食のため暫時休憩をいたします。再開は午後1時を予定しておりますのでよろしくお願ひいたします。

（午前11時41分）

○議長（森藤文男） 休憩前に引き続き、会議を開いたします。

（午後 1時00分）

○議長（森藤文男） ここで皆様にお願いを申し上げます。携帯電話をお持ちの方はマナーモードにするか、電源をお切りになるか、お願いいたします。また、郡上市議会傍聴規則第8条により、傍聴人は撮影、録音等が禁止をされておりますので併せてよろしくお願ひいたします。

◇ みずの まり 議員

○議長（森藤文男） それでは、5番 みずのまり議員の質問を許可いたします。

5番 みずのまり議員。

○5番（みずのまり） 皆さん、こんにちは。5番 みずのまりでございます。通告に従い、質問いたします。

今日は、和良川の「はざこ」、オオサンショウウオと和良の人たちの活動について質問します。こちらのほう、はざこの話なんですけれども、突き詰めていくと私たちの心の問題、あるいは教育の問題、また、組織やガバナンスの問題になろうかと思います。では、よろしくお願ひいたします。

ところで、オオサンショウウオは世界でも珍しい生き物なんですが、日本の中でも岐阜県のオオサンショウウオはさらに珍しい存在なんですね。三重県より西の個体群と遺伝的に違うことが判明しています。これは、約100万年にわたって地理的に隔離されて独自の進化をしてきたからじゃないかと言われています。

さらに、岐阜県ならどこにでもいるわけではなく、長良川水系と飛騨川水系に限定されています。ただ、飛騨川水系では既に交配種が下呂市まで進行しているんですね。もう目と鼻の先です。ですから、和良川というのは純系の岐阜県在来種。

いいですか。岐阜県在来種です。日本の中でもさらにスペシャルな岐阜県在来種の最後の生息地なんです。激レア中の激レアが和良のはざこなんですね。この貴重な生き物とその生息域を守るた

めに和良地区では市民の皆さんのが主体となって保護活動を続けてこられました。近年は、岐阜大学をはじめ海外の研究者との連携によりDNA調査やICチップを活用した、それはもう本格的な学術調査が行われています。今年1月には昨年に引き続き2度目のシンポジウムが開催されました。こちらのほうには市長も御参加いただきました。ありがとうございます。

一般の参加者は100人を超えていたそうです。関係筋も合わせるともっと多いんじゃないかと思います。2年後には日本オオサンショウウオの会、こちらは学会ですね。その全国大会が和良で予定されています。これが実現すると数百名規模の研究者、関係者が和良に集結するわけです。そういうわけで、今や和良は自然と人の共生モデル、生態系サービス活用による地域振興モデルとして国内外から非常な注目を浴びている場所となっているんですね。

しかしながら、こうした地域の努力に対して郡上市の取組はどうでしょうか。

今回、調査で分かったことですが、市が和良のはざこに関して主体的な調査、保護活動を実施した事例というのは実はあんまりないようなんですね。今現在までの活動というのは全て市民の皆さんの無償の努力によって支えられてきたというのが現状です。

そんな中、先般公開された郡上市文化財保存活用地域計画（案）なるものがございまして、これは市教育委員会の社会教育課が策定したものですが。文化財は社会教育課の受け持ちなんですね。だから、社会教育課が策定されたものなんですけれども、これにはこんなことが書いてありました。

「和良地区にはオオサンショウウオの保護団体がなく、円滑な調査や研究が不十分である」と書かれているんですね。こちらはつい最近のことです。2週間ぐらい前に市のホームページで公開されていたわけですけれども、これを、私、ちょっと読んでびっくりしたんですけれども、長年にわたる市民の取組を存在しないものとして扱っており、極めて看過できない問題だと思います。

一方、文化庁、環境省には天然記念物の調査・保護を支援する制度が完備されており、お隣の下呂市では限られた人員や財源の中でもこれらを活用し、市民と協調した保護活動を展開しておられます。なぜ、郡上市に同じことができないのかということです。

以上の点を踏まえて、教育委員会及び市長にお尋ねします。

まずは教育委員会への質問です。3点ございます。

まず1つ目、市による調査・保護活動についてです。今まで市によるはざこの調査・研究・保護活動が実施されてこなかったことについて、あまりしてこられなかつたと思うんですけども、この点について市教育委員会としては、どのような認識をお持ちでしょうか。

2つ目です。文化財保存活用地域計画についてです。

こちらの資料を御覧ください。これです。ありがとうございます。

これが問題の計画案ですけれども、見やすいように色がついたり拡大したりとかしてあるんですけども、こちらの計画案ですけれども、「和良地区にはオオサンショウウオの保護団体がない。円

滑な調査や研究の深化が不十分である」との記述がございます。こうやってばっちり書いてあるわけです。これは一体どのような根拠に基づくものなのか。和良における市民の活動を市教育委員会の社会教育課が知らないはずはないんですね。

なぜかと言いますと、今回の一般質問に当たって私と市の担当者と市民団体の方とで三者懇談してます。お互いお話ししてるのでこんなことがその最中に書いて出されてるわけです。こんなことをしたら市民との信頼関係が築けないじゃないですか。市民の人たちもちょっとびっくりしていました。信じがたいことが起きているわけですけれども、その意図といきさつについて明確な説明を求めます。

3つ目です。国の支援制度についてです。

市民団体が手弁当で活動を続ける中、市が文化庁や環境省の補助金支援メニューを活用しない理由をお聞かせください。

実は、こうした国の支援メニューばかりでなく、市の保護事業というのもあるんですけれども、今回の決算でも私は発言させていただきましたが、執行率が65%で300万以上お金が余っているわけなんですけれども、やはり対象になっていないわけですね。このように活用しないし、対象にもなっていないということで、この理由は何なんでしょうかということです。

問題の核心は、世界的にも極めて希少な天然記念物であるはざことその生息環境に対する市の基本的なスタンスですね。現状の取組で十分だとお考えなのか、それとも、今後、方向転換をお考えなのか、市の見解をお聞かせください。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（森藤文男） みずのまり議員の質問に答弁を求めます。

長尾教育次長。

○教育次長（長尾 実） まずは1点目、オオサンショウウオの調査が実施されてこなかったことについてでございます。

オオサンショウウオの生息状況に関する調査は、郡上市に合併して以降、予算措置を伴うものは実施しておりませんが、調査事業を実施していないからといって保護のための措置を講じていないということではありません。具体的には現状変更許可申請書が提出された際の手続を通じて実施しております。

文化財保護法では「全ての文化財について現状を変更し、またはその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは文化庁長官の許可を受けなければならない」と規定しております。

現状変更許可申請書はこれに沿って提出されるもので、オオサンショウウオに関して言えば生息地に影響を与える土木工事や生息調査の際に提出されます。国の文化審議会で審議されるのですが、生息調査に関しては国からの権限委譲により市の教育委員会が許可を出すことができます。

土木工事はオオサンショウウオが生息する河川に重大な影響を与えるおそれがあることから、教育委員会では、申請者、学識経験者と現地確認を行うとともに、工法についても協議をし、生息地が良好に保たれる状況を確保するよう、学識経験者の意見を基に指導・助言を行っております。

生息調査についても、学識経験者の意見を基に許可を出すとともに申請者に対して調査結果を提供するよう求め、調査結果が教育委員会に集約されるようにしております。

なお、これまで公費による生息調査は実施しておりませんが、オオサンショウウオの生息可能性が高い地域において、土木工事に係る現状変更許可申請書が提出された場合は、有識者の指導の下、教育委員会の担当者がオオサンショウウオの活動が活発になる夜間に潜水をして生息状況を確認した上で対応していることも併せて報告させていただきます。

次に2点目でございますが、「和良地区にはオオサンショウウオの保護団体がない」との記載についてでございます。

郡上市文化財保存活用地域計画は、市町村が取り組んでいく目標や取組の具体的な内容を記した当該市町村における文化財の保存活用に関するマスタープラン兼アクションプランで、文化庁長官の認定を受ける法定計画でございます。

同計画の策定に当たっては、令和5年から学識経験者、郡上市文化財保護審議会や、同市、郡上市の文化財保護協会の長でありますとか商工観光団体の長などに委員として参画いただき、郡上市文化財保存活用地域計画策定協議会を設置し、協議を重ねてまいりました。この間、振興事務所単位でワークショップを開催したり、市民アンケート調査を実施したりして、その結果を計画に反映させております。

計画案の課題の項目では、議員御指摘のとおり、「オオサンショウウオの保護団体がなく、円滑な調査や研究の深化が不十分である」と記載しております。ここでいいます「保護団体」とは「円滑な調査や研究を深化させるための活動を主体的に行うことができる団体のこと」であります。具体的には、最初に御説明しました現状変更許可申請書を提出し、許可を受けることができる団体のことでございます。

なお、同計画案では、課題を受けた取組の項目には「オオサンショウウオ保護団体への支援としてオオサンショウウオの適切な保護を継続的に実施するため、和良町を中心とする市民によるオオサンショウウオの保護団体をつくり、活動を支援します」と記載しております。

市内には広くオオサンショウウオが生息しておりますが、オオサンショウウオ生息地として全国で初めて国の天然記念物に指定された和良町を中心に郡上市全体としてオオサンショウウオの調査・研究を行うことができる団体をつくることがオオサンショウウオの保護につながるものと考えております。このことにつきましては、現在、和良町のオオサンショウウオに関わっている皆様には御理解いただいているものと考えております。

今後も、学識経験者や和良地域協議会、和良川はざこ調査隊等の皆様と意見交換を重ねていく計画でございます。

続きまして、3点目の文化庁や環境省の補助金・支援メニューを活用しない理由でございますが、文化庁の天然記念物緊急調査や環境省の特定外来生物防除等対策事業があることは承知しております。

ただし、市内ではチュウゴクオオサンショウウオとの交雑個体が確認されていないことから、現時点では両事業を活用する緊急性があるとは認識しておりません。

下呂市に確認しましたところ、交雑個体が確認されたのは、和良庁舎から20キロメートルほど離れた菅田川で、下呂市金山町にある七宗ダムの下流で飛騨川と合流する河川であります。七宗ダム上流部では交雑個体は確認されていないとのことであります。

ただし、人為的な移動の可能性も排除できません。チュウゴクオオサンショウウオは外見に特徴があることから、特徴的な外見を持つ個体の目撃情報が複数寄せられるなど、緊急性が高まったと判断された場合は事業の活用を検討したいと考えております。

改めて申し上げますが、私どもは調査をやらないと言っているわけではありません。適正な時期に準備を重ねて実施したいと考えておりますので御理解いただけましたら幸いでございます。

以上でございます。

(5番議員挙手)

○議長（森藤文男） みずのまり議員。

○5番（みずのまり） 次長、ありがとうございます。教育次長のほうからお答えいただきました。

中でも、許可申請自体が保護活動につながるんだよという観点は非常に大事だなと思いました。お示しいただき、ありがとうございます。

ただ、団体に関しては、許可を得るのに、この許可に関して、申請者の属性というのは関係ないはずなので、団体として許可が受けられるかどうかと、実際に現にその土地に保護活動を行う市民団体がいるかどうかというのはまた別の問題ではないかなと思います。

また、緊急性に関してなんですけれども、これは交配種が見つからないと緊急性が認められないとおっしゃっているようにも受け取れるんですけれども、見つかった時点で何かもう既に遅いという感じもしますので、この緊急性についてどう受け止めるのか、認識の問題なのかなと思いました。

私からはその回答を踏まえて、問題点を整理して述べさせていただきます。問題は大きく3つの観点から捉えることができるのではないかと思います。

第1に市民との関係性です。第2に市民参加、住民自治ですね。第3に体制づくり、これは体质づくりと言ってもいいと思うんですけども、詳しく説明させていただきます。

まず第1に市民との関係性についてなんです。まず、こちらの資料を御覧ください。

実は合併前の和良村においては、村の教育委員会主導による官民一体の調査・保護活動が行われていました。これは当時の報告書の一つで、調査団はこのように官民一体の構成となっており、内容も非常に充実したものとなっております。報告書と言っているんですけども、内容はほとんど論文のような状態になっていますね。厚みも結構ある書類です。

和良村は、はざこの保護活動に並々ならぬ关心と努力を払っていましたが、合併後はこうした取組は途絶えてしまったわけです。本来なら市が責任を持って引き継ぐべきものだったと私は思います。はざこは和良の人々にとって文化財であるだけでなく、その土地の文化や歴史の象徴です。それを守ろうとする気持ちや行動自体に価値があるわけです。

ということで、和良では住民による自主的な活動が2016年頃から復活しました。主に和良おこし協議会や公民館が主体となって始まり、現在では以下の3つの分野で活動が展開されています。

こちらの資料を御覧ください。

ちょっとごちゃごちゃしているんですけども、主に3つ。情報発信、調査・保護活動、関係人口創出といった形で分類できると思うんですけども、情報発信、啓発、観光活用なんですが、これははざこ探検隊など、観察会が代表例なんですけれども、旅行代理店とのタイアップ企画もあれば独自企画もあります。ターゲティングされていて、実はこれ、いろんな種類がございますが、いずれもチケットが完売するほどの人気ぶりになっています。あと、キャラクター商品とかＩＴ、知的財産なんかもこの中に入るのかなと思います。

第2に調査研究保護活動ですね。こちらは2022年頃から学術的な調査が本格化しました。川の中をDNAの破片が漂っているらしいんですね。そのDNAの破片からはざこのいる場所を探すとか、なかなかすごいことが行われています。

3番の関係人口、あとは人材育成、国際交流ですね。こちらのほう、これらの活動を活発に続けることにより、和良には人がたくさん集まるようになってきました。ＳＮＳのインフルエンサーがやってくるとかＹｏｕＴｕｂｅｒに注目されるとか、関係人口が倍増しているということになっています。このように和良における市民活動は広範囲で非常に質の高いものになっています。

問題は、こうなったときに市としてはどうやって関わっていくのか。重要なことは市民との関係性をどう構築していくかということだと私は思います。市が主体となる必要はもはやなくて、主役は市民でいいんです。その中で市はどのような協力ができるのか、明確な方針をお示しいただく必要があるのかなと思います。

あとは、次の問題点なんですけれども、市民参加、住民自治についてです。

例の計画案における最大の問題なんですけれども、地域計画とうたいながらも地域住民が不在のまま策定が進んでいることですね。やはり、これはやや時代錯誤的な作り方をしているのではないかなと思います。

実は、木遊館も似ている問題を抱えているように私には思えるんですけども、恐らく市教育委員会なりの考えがおありだと思います。

ただ、これから自治はいかに市民を巻き込んでいくかが問われます。計画案策定過程において、市民参加、住民参加を見る化し、ワークショップをやるとか、一方的な計画案を作つてこれをやりなさいとか、一方的に箱を作つてここで遊んでくださいとか、そういうことではなく、市民とともに考える市民参加。市民に決めてもらう住民自治の観点で事業を組み立てていってほしいかなと思います。

もう一つの問題は、先ほども許可申請の話が出たんですけども、現状変更における権限を巡る問題です。「現状変更を受ける団体がない」とおっしゃつてましたが、では、団体で現状変更を出したら許可していただけるんですかと私はちょっと思います。天然記念物における許可申請手続のことなんですねけれども、この現状変更というのは、動植物やその生息地において現状変更する行為全般をいいます。だから、工事はもちろん、はざこの観察会や調査もこれに該当するわけです。文化財保護法に基づく許可が必要なわけですね。

ここで重要な点は、次長もおっしゃいましたが、この許可というのは本来は国が許可しているというていなんですねけれども、運用上は県から市に権限が委譲されており、許可の可否というのは、事実上、市の担当者の判断にかかっているということなんです。市民がどれほど正当で努力に満ちた活動をしていても市が許可を出さなければ市民の人は活動ができません。つまり、市と市民は一見対等に見えて、現状変更においては極めて強い権力関係にあるわけです。私はこの権力関係が市民と市の関係性に影響を及ぼし、例えば、このような市民不在の計画案策定にもつながった可能性があるんじゃないかと思うわけです。実際に許可を出す過程で公平公正な行政手続が行われているかどうか、市民に不適切な発言をしたり、不当な圧力をかけてないか、私は検証が必要なんじゃないかなと思います。

いずれにしても、市民の自主的な活動というのは何よりも尊重されるべきです。この計画案は結果的には市民の主体性や人間の尊厳、地域の歴史・文化を毀損していると言わざるを得ません。もう少し書き方があったんじゃないかなと思います。市民団体の人たちに対して書き方があったんじゃないか、表現の仕方があったんじゃないかと思います。

今後、このようなことがないように強く私は改善を求めます。

次に国の支援制度なんですねけれども、市民から要求も度々出されているんですけども、応じてこられませんでした。制度を活用できない理由として優先順位、緊急性とかいったこともこれに入るかと思います。また、リソース不足ですね。財源や時間がないよといったこともいろいろお聞きしました。

ただ、優先順位の問題なんですねけれども、郡上市の文化財は919点ございますが、国指定は実は

55件なんですね。そのうち天然記念物は4件。特別天然記念物というスペシャルな天然記念物がございますが、これが1点ございまして、計5件あります。ただ、このうち動物性のものというのは3点しかないんです。2件がはざこで、1件がウナギです。そうするとこのはざこはやはり919点の中においても、やはりオンリーワンの存在なんですよね。しかも、生き物ですし、生態系そのものなわけですよ。世界全体が指定されているわけですよね。そうすると、建築物とか仏像とか書物とはやはり次元が違う対象じゃないかと思うわけです。何と比較して優先順位が低いのか、あるいは、どう認識して緊急性が低いというのかという問題はやはり残るんじゃないかなと思います。

制度的な制約についてですけれども、こちらのほうも委員会がないと立ち上げられないとか、交配種が見つからないと調査できないとか。交配種がいるかどうか調べるために調査が必要なんですけれども、見つからないとできないとか、ちょっと担当の方からいろいろお聞きしたんですけれども、調べてみると実はそんな決まりはなく、文化庁は生態調査が対象になりますし、環境省もモニタリングなどが対象になります。これは申請を出せばほぼ取れる支援なんですね。そうなると不足しているのは、これはリソースなのか制度的な問題なのか。要はやる気、積極的な取組姿勢、物事を前進させていくこうとする体制とか体質に欠けているんじゃないかということが言えるんですね。

さて、私のほうで3つの問題点、第一に市民との関係性、第二に市民参加、住民自治、第三に体制づくり、体質づくりを述べさせていただいたわけですが、その上で最後に市長にお伺いします。

ただ、その前にどうしてもらよっと言いたいことがございます。それは、この郡上のような地域社会において生まれる子がもはや100人いないかもしれないという、この地で生きる我々にとって教育や文化というは何なのかということです。

かつて、旧高鷲村に自衛隊の演習場が計画されたとき、ふるさとの自然を守るために国や県を向こうに回し、勇敢にも戦った人たちがいらっしゃいましたね。かつて旧高鷲村を救った人たちと、今、和良でこのふるさとを守りたいと。はざこを守るんやと、僕たちには大切なものがあるんやと一生懸命活動されておられる市民の人たちと、ここに本質的な違いがあるんですかということです。

同じですよね。同じではないですか。ふるさとを守りたいという気持ちは同じはずなんです。思いは同じはずだし、我々は同じ山を目指してるはずなんですね。同じ高原に立てるはずなんです。

旧高鷲村は演習場を巡って真っ二つに分かれたわけですけれども、だんだんと人々の意識が変わっていくわけですね。まさに立ち上がった人たちというのは当時のヒーローでした。一体、何が人々の意識を変えたんでしょうか。最後はみんながまとまるわけなんですけれども、何がそこまで人をえたのか。私はここに、私たちが目指す教育や文化の原点があると思います。

当時の子どもたちは、大人の人たちがふるさとを守ろうとする姿を間近で目撃したはずです。そこで大人の人たちが衝突したり、あるいは一つにまとまたりする様子を目の当たりにしてきたはずです。その姿を通じて伝わったものがあると思うんですね。思い出してください。それこそが私

たちの目指す教育であり、文化だとは言えないでしょうか。つまりふるさとを守ろうとする姿を見てもらうこと。その生きざまを子どもたちにしっかりと見てもらうことです。たとえこの先、生まれる子が1人になろうとも、ふるさとを守るんだという生きざまを子どもにしっかりと示すことですね。

今、和良の人たちがしていることはそういうことだと思います。にもかかわらず、和良の人たちはいないことにされているんです。これはちょっと表現がきついかもしれません、計画案を見る限り無視されているように私は思います。こんなことでいいんでしょうか。

そこで、市長にお伺いします。郡上市の基本方針について、はざこと人が共生する里山こそが私たちが守りぬくべき、そして誇るべきふるさとの姿ではないでしょうか。国、県の文化財であるはざこの調査・研究・保護活動を市の基本方針として明確に位置づけるべきではないでしょうか。市長のお考えをお聞かせください。よろしくお願ひします。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

山川市長。

○市長（山川弘保） みずの議員、どうもありがとうございました。今回ははざこを通じて住民自治とは何か、ふるさとは何かという大変大きな質問になっていると思います。

まず、はざこにつきまして最初にお話をします。オオサンショウウオの生息地、国の天然記念物、はざこの生息地は八幡町の西和良の洲河鬼谷川、また、大和の小間見川などがございますけれども、はざこは郡上全域に散らばって生息をしています。これまで、はざこは川で遊んだり、川の恵みを受けて暮らす人たちと一緒に昔から共生してまいりました。和良町がオオサンショウウオの生息地として天然記念物に指定されたのは昭和2年です。それから和良にはずっと、またそれ以前も和良の方ははざこと共に生きてこられたと思います。天然記念物に指定されて以降、和良教育委員会、先ほどお示しされた資料のようにいろいろな調査をされ、また和良の歴史資料館、そういったところでも展示がございます。和良村の頃にはかなりそういったことに一緒になって、住民と、そしてこのはざこが研究対象になったり、一緒に生きるものとしてやってきましたと思っています。

合併後も郡上学、和良の歴史資料館を通じて、教育委員会が何もしてこなかったということはないと思っております。そして、今、和良では、和良川はざこ調査隊、この人たちが大変一生懸命、自分たちのことであるということをしっかりと認識し、市にもいろいろなお話は来られたようですが、まずは自分たちで独立してしっかりやるという大変すばらしい組織を持って、この事業に当たってくださっています。郡上高校の生物部、北校の生徒、皆さんも一緒になって、このはざこが生息する地域、どうしていくかということを理解しておられることは本当に敬意を表するものであります。

私自身、今年の春、先ほど言いましたオオサンショウウオ研究会に行ってまいりました。大変

熱のこもった皆さんがどうしていくんだという議論がたくさんあったことをそこで経験いたしました。2年後の2027年、日本オオサンショウウオの会の大会が郡上市和良町で開催されるということを聞いております。100年ということに向け、やはり郡上市としてもこれに対して何をしていくかということをしっかりと方針を決め、そして、はざこへの理解を深めてもらうとともに、先ほど議員おっしゃった、郡上市だけがやるのではなく、和良町の調査隊の皆様だけがやるのではなく、一体、何を私たちはしていかなければならないのか、これを教育委員会担当として、また、和良町の皆様とやっていきたいと考えています。

そしてもう一つ、住民自治の件です。高鷲村の自衛隊は、私の生まれた66年前、ちょうど父親が27歳で反対期成同盟会の会長をしていました。8年間闘ったそうです。私は小学校のときに父親が、夜、家にいるのを見たことがありません。毎晩毎晩検討を行っていたそうです。8年間、なぜ守らなければいけないか。これを貫き通して、最後に蓑島村長がお断りと、当時の防衛庁に対して。国に対してそこまで行って阻止したという例はほとんどないと思います。

今、和良がそれに面しています。私たちは和良をしっかりと支える、それを心にして向かってまいりたいと思っています。

以上です。

(5番議員挙手)

○議長（森藤文男） みずのまり議員。

○5番（みずのまり） 市長、ありがとうございます。

今後、濃飛横断自動車道が実現して東西南北のアクセスが向上しますと、和良は本当に化けるかもしれないという、大変なポテンシャルを秘めている地区になりました。そんな中、市民の人たちから私は今回、相談を受けたわけですけれども、当初、何が問題なのかというのがいま一つよく分からなかつたんです。

ただ、市民と市の意思疎通がうまくいっていないな、なんかぎくしゃくしているなということは感じるわけですね。仮にお金がなくても人が足りなくとも、協力ぐらいできるんじゃないかなと思いました。ましてや、和良には既に市民の人たちによる土台があるわけですね。実績も出しているし、人も十分集まっているわけです。だから、何もなかつたとしてもお互いリスペクトし合って、気持ちよく仕事ができる、物事を前に進める。そういう関係を築くことはできるのに、でも、それがうまくいかないんですね。

それはなぜなのかということなんですけれども、つまりこれは人間関係やコミュニケーションの問題というのもあるのかなと思いました。最初に言いましたが、要するに我々の心の問題。

実は一説によると、学者さん、研究者にもテリトリーみたいなものがございまして。フィールドワークのテリトリーですね。それ自体は別に私は悪でも何でもないと思うんです。学者さんも人間

ですし、そういうことは我々の社会にはあろうかと思います。

ただ、そうしたときに我々はそうした事象にどう当たっていくか。我々は公人ですよね。私たちは政治家ですし、皆さんは公務員です。我々は何のために存在しているのか。考えてみると、我々は市民から負託を受けて、お金も預かって、それで何のために仕事をしているのか。地域社会によくあることだと思うんですが、例えば相手が同級生や親といった個人的な関係を持つ人であったとしても、その人たちは我々にとって職務に当たっているときは市民の1人だと思います。相手が恩師であったとしてもやはりその人は市民の1人なんですね。私情や自分の価値観、好き嫌いで職務に当たっていいのかということです。法律や規則、倫理規定を守ること、そして、何より市民や市の財産、資源に不利益がないよう仕事をするのが我々の役目だと思います。文化財を守るということ以前に自分たちの存在価値、存在理由の原点に立ち返って何を出すべきなのか、いま一度よく考えて行動したいと思います。これは自戒も含めてそう思います。

これで一般質問を終わります。市長、本当にどうもありがとうございました。ありがとうございます。

○議長（森藤文男） 以上で、みずのまゝ議員の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は13時50分を予定しております。よろしくお願ひします。

（午後 1時39分）

○議長（森藤文男） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（午後 1時50分）

◇ 原 喜与美 議員

○議長（森藤文男） それでは、16番 原喜与美議員の質問を許可いたします。

16番 原喜与美議員。

○16番（原 喜与美） 通告に従いまして一般質問をさせていただきます。本日のラストということで、また、この時間は一番厳しい時間でございます。よろしくお付き合いのほどお願いをいたしたいと思います。

今回も2つ質問をさせていただきますが、まず最初に「市内の米の需給状況と今後の対策は」と題してお伺いをいたしたいと思います。

昨年の夏、秋頃からですが、日本全国ですが、米不足による米の価格の高騰など、全国的に令和のいわゆる米騒動が起きております。私は、単なる消費者の方々が米の不足感と、そして、南海トラフ巨大地震の予報などが拍車をかけまして、少しずつ買いだめをされたため、それが全国的な動

きとなって買いあさりも強くなり、今までの需給バランスが崩れ、米の一時的不足が生じたものと理解をしておりました。

ところが、国は今までの作況指数を基に生産量を予測し、全国的な人口減少と食生活の米離れから需要が減少ぎみであるということを鑑み、政府での需給バランスの読み違い、これによるミスで米の不足は実際に起きておったということを認めました。そして、減反政策の生産調整から一転して、政府は米の増産へかじを切ることになりました。

私たち農家は全くもって国の政策に振り回される毎日で、腰を据えて希望と意欲を持って米の生産に向かうということができない心境にある状況であります。

確かに米価の高騰は消費者の皆様方には苦痛かもしれません、米の生産農家にとっては今までが安過ぎたという感じがありまして、現在の価格が生産農家にとっては次の生産に向けて頑張れる価格であるということには間違いないと私も信じております。

さて、市内の米の生産状況を推測しますと、市内の水田面積は約1,800ヘクタール。タブレットにも入れておりますので御覧いただきたいと思います。

令和6年、今年は7年で作付がまだはつきりしておりませんが、令和6年の作付面積が約半分の970ヘクタールでございます。反収を480キロ。これは8俵平均になりますが、郡上はおかげさまで反収がかなり高うございまして、この反収でいきますと市内では4,650トンの収量が確保できることになり、俵数にしますと7万7,000俵近くの生産量となります。市の人口は現在4万人を切っておりますが、1人当たりの年間の米の消費量というのは全国的に「約60キロ／1俵」ということになります。従って計算しやすいわけですが、郡上市の場合、必要量は2万4,000トンで約4万俵ということで、郡上市内では4万俵あれば十分ということで、先ほど言いました7万7,000トン取れるということは市内では十分米は足りるという数字上の計算はできるわけでございます。

生産農家は自家用米と、自分の食べる自家用ですが、それと縁故米が。縁故米というのはきょうだいとか親戚とかというところに頼まれて出される米なんですが。それらを含めて確保をし、それ以上の分、いわゆる余剰の分を販売をして生計を立ててみえるというのがほとんどの生産農家でなかろうかと思います。

したがって、差引き、今、申し上げましたが、7万7,000俵から4万俵を引きますとトン数にして2,250トン、俵数にしますと3万7,000俵。これが市内では販売に向けられるお米ということで、現実、生産農家は市外への米は販売をしてみえるということでございます。

さて、市内だけのことを考えれば、郡上市内そのものは米不足に陥るということはないわけでございますが、今回、農家においても蓄えがないという事態が起きたのは、生産農家は従来どおり需給分を残し、販売予定量は全て売却をしてしまいます。余分な備えがないという状況のところへ、実は都会に出ている子どもさんとか、また、きょうだいとかといわゆる親戚の方ですが、そういう

方から「スーパーへ行っても米はないで何とかしてくれ」と言って、農家へ問合せが来たというのが現実でございます。

私も実際に子ども、きょうだいが東京、名古屋へ行っておりますが、「スーパーへ行っても米がないでお父ちゃん何とかしてくれ」というのが現実でありました。

しかし、私も先ほど申し上げましたように、需給分だけを残して、あとは全て販売をしてしまっておりますから、市内全体を考えると十分足りるんですけど、実際に米は消費地のほうへ販売されてしまつておるというようなことで、実は農家にも米がないということがかなり去年の秋頃は、「おい、これはどうなるんや」というように消費者の皆さん心配されたのが事実でございます。

これは、大きくは政府の生産及び需要の見込みが甘かったと言つては申し訳ないですが、私としてはそう思います。それで、結果としては過剰分の米が現実にはなかったものと思われます。したがつて、政府は慌てて水稻の作付を増やし、米の増産に向けての方向転換をするようではございます。

今、申し上げましたように、郡上市を考えますと計算上では市内の水田において十分な米が生産されますので、郡上市内では、先ほど申し上げましたように米不足ということはしばらくの間はなかろうと私も推測をいたします。

しかし、ここで質問をお伺いしたいのは、農家の高齢化等、担い手不足による作付面積は順番に減っております。タブレットの数字のとおりでございます。6年度も1,800町歩、1,800ヘクタールあっても作付はその半分。これも順番に減つてきておるということは、農家の高齢化等、担い手不足は本当に深刻な状況にあります。

したがつて、そういう状況下ですと、今、言いましたように、しばらくはいいわというような安堵感はいつまでも持つていただくわけにはいかないというふうに私は思います。したがつて、近い将来は大丈夫かもしれません、遠い将来といいますか、10年20年先のことを考えますと安気におるわけにはいかんということを思いますので、郡上市として今後の取組、方針をお聞かせいただきたいと思います。担当部長、よろしくお願ひいたします。

○議長（森藤文男） 原喜与美議員の質問に答弁を求めます。

田代農林水産部長。

○農林水産部長（田代吉広） では、原議員の御質問にお答えをさせていただきます。

令和7年度産の作付状況ですけれども、営農計画書の計画面積で約960ヘクタールが作付をされている状況です。今年の作柄状況はここまで天候に恵まれ、病害虫の発生も少なく、おおむね順調に生育していると聞いております。収穫についても平年並みになると予想しておるところです。

米の品質については、今年も夏の猛暑が続きまして、例年同様、高温障害による等級の低下を懸念しているような状況でございます。

高温対策としまして、今年は南部地域で田植えの時期を2週間ほど遅らせて、出穂期を遅らせて涼しい時期に登熟をさせる方法を実施しております。この結果や様々な課題も見定めて今後の栽培に生かしてまいりたいと考えております。

また、高温に強い品質への転換として、こしひかりと同等の食味のにじのきらめきなどの栽培試験を行っております。

郡上産の米については、ふるさと納税の返礼品として重要な位置づけと捉えております。市外・県外へPRすることで、郡上産米のブランド力が高まることになれば、農業者の生産意欲の向上につながるのではないかと考えております。

現在、市内においては、計算上、議員もおっしゃったように市内で貯うだけの十分な米の量が生産できていると考えておりますが、政府においては、今後、水稻の作付を増やし、米の増産へと方向転換する方針が示されておるところでございます。

しかしながら、現場の状況に目を向けてみると、農業者の高齢化や後継者不足が進み、営農の担い手の確保が困難となっております。これに加えて、獣害被害の深刻化などにより遊休農地の増加が懸念されております。

このままでは、将来的な米の安定生産や地域農業の持続が難しくなるおそれがあり、市としても大変重要な問題として捉えております。

国では、担い手への農地集積・集約を一層進めており、郡上市においても、後継者がなく、耕地ができなくなった農地などを担い手に集約する事業を行っておりますが、郡上市の農業においては兼業農家の役割も重要です。兼業農家の皆さんにも、農業ができるうちは一日でも長く自分の農地を維持していただき、郡上の田園風景を守る一翼を担っていただきたいと考えております。

持続可能な農業経営のためには、中山間地域である郡上市において農作業の効率化が必要です。スマート農業技術の活用をはじめ、国、県の補助金を活用して、ラジコン草刈り機、ドローン等のスマート農業機械の導入支援の費用を支援し、省力化につなげてまいります。併せて、鳥獣害対策として捕獲、おりの支援などの対策を行い、生産意欲の低下を防いでまいります。

地域の農地は、ふるさと郡上の景観を形づくる大切な資源であるという観点からも、これまで農家任せであった農地についても農家以外の方にも関心を持っていただくことが大切で、農地維持のために地域を挙げて取り組んでいただける仕組みづくりを構築する必要があると考えます。

市では、昨年策定いたしました地域計画をさらに推し進めていくため、地域で農家・非農家も含めて話し合いを継続してまいります。その中で、担い手の皆さんの課題をお聞きし、個々の農家の努力に委ねるのではなく、農業委員、また、農地利用最適化推進委員と連携しながら、担い手同士の話し合いを通じて、作付地の交換など、効率的かつ持続可能な生産体制の構築を目指してまいります。

また、現在、大和地域で検討されております農村型地域運営組織、いわゆる農村RMOは、農業

の担い手の不足、地域資源の保全など、集落維持等の課題を地域ぐるみで考えて取り組むことで課題を解決し、中山間地域を守っていく一つの方法であると考えております。

他市では、のり面管理について管理法人を立ち上げて管理するなどの工夫を行っているところもございますが、郡上市では中山間地域の条件不利な農地を維持していくために新規事業として農村RMOなどによる、仮称ではありますが、ふるさと農地里山保全モデル事業を検討しております。これは、条件不利農地及び隣接する里山を一体的に保全・活用する取組に対して支援する事業で、併せて、条件不利農地の水稻作付に転換する取組に対しても支援できる制度として、現在、立案中であります。

政府の米の増産という方針も踏まえつつ、農家の経営安定と地域農業の持続のため、農業だけにとどまらず、地域全体の活力をどう維持していくかという観点も必要です。

市としても引き続き各種事業を推進しながら、関係機関や地域の皆様と連携を図りながら慎重かつ着実に政策を進めてまいりますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

(16番議員挙手)

○議長（森藤文男） 16番 原喜与美議員。

○16番（原 喜与美） 御答弁ありがとうございました。先ほどから申し上げておりますように、現在の作付が970町歩ですが、郡上市の人口を考えますと500ヘクタールを切ると問題が出てきます。そこまでは減っていってもいいかもしれません、いいというわけにはいかないかもしれません、私が申し上げたいのは、いつまでもこのまま放っておくと作付面積は減っていくばかりだということを懸念いたしまして質問をいたしております。

今、部長の答弁の中に、農村RMO、これは豊田市の杉本町というところで実際に行っておられまして、モデル地区としてやられておられました。視察にも、我々、産業建設常任委員会で出向きました、いろいろと学んできました。

この制度というか、この仕組みは、部長も、今、言われましたように、大変すばらしい仕組みだなということを感じてきました。今、これに対して部長から取組をしっかりとていきたいという答弁でございますので、私も大いにこの制度に乗ってやられる地域におかれましては、市としてもできる限りのアドバイスなり支援を行って、モデル地区としてこれを完成といいますか、成功させて、そして、郡上市内にずっと広めていくということにつなげていただければ大変ありがたいと思いますので。そうでないと地域計画は実際には私は実行不可能だと思います。ですから、この農村RMの制度を使ったこのやり方といいますか、これは本当にすばらしいというふうに私も感じておりますので、この仕組みにつきましてはどうぞよろしくこの後もお願ひ申し上げまして、まず、第1問目の質問は終わらせていただきます。

それでは、次の質問に移りますが、実はかなり幼稚な内容でございまして、私のような古い人間の素朴な質問でございます。お笑いにならないで御答弁のほうをお願いいたしたいと思います。

市の重要なデータの保管体制についてお尋ねをいたします。

いにしえの昔より9月1日、今日は12日ということですが、9月1日を二百十日（にひやくとおか）といいまして、農業者は農作物の収穫の時期を迎える、一番、気をもむシーズンであります。これは2月の立春から数えて二百十日目ということで二百十日というんですが。この時期には台風が到来することが多く、農家の人々はこの時期が無事に過ぎていくことを祈り、願ったものであります。農家はこの日を厄日といって恐れ、農作物の台風対策や家屋の風雨に対する備えをいたしたものであります。

近年は大きな被害もなく、農作物もそれなりの収穫が望まれ、本当に平穏な年が続いておりますので、我々はありがたいことでございます。

ただ、昨年の大雪や、また、年々、夏の暑さが異常な高温になってまいりまして、少し前までは40度以上なんてことはあまり聞かなかったのですが、この頃は40度以上を超えるところが全国的にも幾つかあるというような、そういう異常事態を超えた、いわゆる災害級の暑さとか、また、雪が降るというようなことが発生をいたしております。

こうした地球上の異変は、毎年、どこかの地域や国で災害となって発生をしております。このような大自然の猛威は人間の力だけでは防ぎ切れないことがあります。

また、特に太平洋沿岸が標的といいますか、心配されております南海トラフ巨大地震による津波の被害想定は、大規模な津波による未曾有の大災害が予測をされております。また、大自然が牙をむく大災害は人間の力で防ぐには限界があります。まずは人命と財産を守ることが第一であります。これらについては日常訓練や防護対策を徹底されており、よほどのことがない限りこの郡上市においては大丈夫でないかということを思っております。

私は、先ほども申し上げましたように古い人間として、いわゆるアナログ時代の人間でございます。現代社会はほとんどデジタル時代で、全てのデータはコンピューターで守られている時代であります。

そこで、市の執行部には部署ごとに重要なデータがそれぞれ保管、また、保存されていると思います。万一、市役所の中核部が被害を受け、重要なデータが損失するなどの事態は絶対に発生しないのか。また、近年はシステムの悪用によるシステム障害やウイルスの攻撃も増えております。それらも含めまして、バックアップ体制は常にチェックし、万全に期してあるのか。システムの侵入防止対策は大丈夫なのか。私は幼稚的で要らぬ心配をしている一人でございます。

人命財産を守るために備えや対策は十分でも、こうした業務上のシステム災害は復旧にも面倒なことがあるのではないかと心配をいたしております。

私のような古い人間は文明社会にはなかなかついていくことができないようなことで要らぬ心配をしている、言わば親ばか的なものであります。執行部においては万全を期して対応をされていると思いますが、市民の中には私と同じような考え方の方が1人や2人はみえるのではないかと思います。安全であるという実態をお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

河合市長公室長。

○市長公室長（河合保隆） それでは、お答えを申し上げたいと思います。

初めに、情報セキュリティに関する基本的な事項や取組について申し上げたいと思います。

地方公共団体は、法令などに基づきまして住民の個人情報、また、企業の経営情報など、重要情報を多数保有するとともに、他に代替することができない行政サービスを提供しております。また、業務の多くが情報システムやネットワークに依存しておりますので、情報セキュリティ対策を講じまして、その保有する情報を守り、継続して業務を実施することが求められております。

総務省が示しますガイドラインでは、「情報セキュリティ対策を徹底するには対策を組織的に統一して推進することが必要であり、そのためには組織として意思統一し、明文化された文書として情報セキュリティポリシーを定めなければならない」、このようにされております。

これに基づきまして、本市でも情報セキュリティに関する組織としての考え方を示します基本方針、そして、この方針に定めた情報セキュリティを確保するために遵守すべき行為などを示す対策基準、この2つで構成する情報セキュリティポリシーを定めております。

セキュリティポリシーでは、情報資産に対する脅威といたしまして、質問にもございましたが、情報資産に対する侵害、不正使用、情報システム及び設備等の障害、無意識、知識不足、モラルの欠如による事故、そして、地震、雷、火災、風害、風の害です。水害等の災害、この4つに区分をいたしまして、それぞれ必要とされる対策を講じることとしております。このほかにも直下型地震を初動リスクといたしました郡上市情報システム部門業務継続計画を策定しております、この計画では、本庁舎の建物に代わる代替拠点、空調機器、サーバー、パソコンなどの庁内機器や人的な要因の確保のほか、電力や通信などに被害が発生した場合の対策などを想定した復旧計画、このようにしております。

それでは、市役所本庁舎などが被害を受けた場合にデータが損失するなどの事態が発生しないか。また、バックアップ体制は常にチェックし、万全が期してあるか、こういった質問に対して御回答を申し上げたいと思います。

東日本大震災の折に市役所や役場など、自治体の庁舎が津波により被災し、庁舎に保管するデータが危機にさらされたことなどから、全国的にクラウドという市役所などの外部にシステムやデータなどの重要なデータを保管、バックアップする、こういった取組が進んでおります。こうした効

果もございまして、令和6年の能登半島地震の際には、回線や電源などの復旧に時間を見たものの、データの損失といった報道はされていないと認識しております。

本市においても、各種システムのクラウド化やデータのバックアップを複数取るなどの対策を進めています。

タブレットのほうで「クラウド化の概念図」を示す資料を用意しておりますので、御覧いただきたいと思います。

図では、左下に郡上市役所ということで庁舎がございます。この庁舎1か所でデータを保存管理することは、地震や土砂災害などの大規模な災害により被災した場合、データへの滅失や損壊により復元が不可能といったおそれがございますので、複数の箇所にデータを保存するものがこの絵となっています。そして、庁舎とデータの保存箇所との通信については二重化などして安全性を確保する、通信を強化すると、こういった概念となっております。

具体的に申し上げますと、住民記録や税、国民健康保険、年金、福祉情報などの重要なデータを取り扱う基幹業務システムについては、客観的な評価に基づくセキュリティー基準を満たしました国内の2か所のデータセンターに。図では庁舎から右側、この図になっておりますけれども、こちらを御覧いただきたいと思います。ここに分散をいたしまして、3日分のデータを保管するようにしております。

また、職員が日常で取り扱うデータは市が管理するサーバーに保管をしておりますが、さらに別の庁舎のサーバーに2週間分のデータをバックアップしているという状況でございます。図では市役所から上のほうになっております。上に書いてあるところで該当しますが、こういった対策を取っております。

出先の施設などのデータについては、原則、本庁舎で一括管理としておりまして、各施設において障害が発生した際にもデータの保全性を担保している、こういった状況でございます。

現在も、できる限り安全性の高いデータセンターへシステムやデータの移行を順次進めているところでございます。また、設備の面では、データセンター及び庁舎間の通信回線を冗長化、これは障害の発生に備えて、定常時から同じ機能を持つ予備の仕組みをもう一つ構築しているようなものでございますが、図では「二重化」というふうに記載しております。

こういった仕組みによりまして、片方の通信回線に障害が発生した際には予備の回線に切り替わるようになっております。また、各庁舎の電源についてはバッテリーと発動発電機を設置しております、長時間の停電等にも対応ができるようになっております。

災害はいつかかるときに発生するか予測がつきません。そのような事象が生じても業務が継続できるよう引き続き対策を行っていきたいと考えております。

次に、システムの悪用による障害やウイルスの攻撃、侵入対策についてお答えさせていただきます

す。

平成27年に日本年金機構が外部からの攻撃によりまして多くの個人情報が流出した事案を受けまして、全ての自治体では情報セキュリティの強化のための対策を行っております。

その一端を申し上げますと、行政の庁内ネットワークを住民記録や税、国民健康保険、年金、福祉情報など、重要なデータを取り扱う系統、そして、職員が事務を行う系統、インターネットの閲覧や外部からのメールを受信する系統に分割をいたしまして、内部と外部とを完全に分離するとともに住民情報等の流出を徹底する防止対策を行っているといったものでございます。また、インターネットへの接続については、岐阜県が県内の市町村の通信を集約し、監視、そして、通信記録等の分析・解析をはじめ、高度なセキュリティ対策を実施しております。

「セキュリティクラウド」という仕組みがございまして、この仕組みを利用してセキュリティ対策を行っているといったものでございます。

ウイルス対策に対しましては、全ての端末及びサーバーにウイルス対策ソフトを導入し、新たに発生したウイルスなどにも対応できるように最新のパターンファイルを適用しております。

人的なセキュリティ対策といたしましては、全職員を対象に階層を超えて、毎年、情報セキュリティに関する研修を実施しておりますし、毎年、各所属において適切なセキュリティ対策が取られているかを確認するため、セキュリティ監査といったものも実施しております。

今日において、市民の皆様の安心安全を守るために、その業務を支える情報システムやネットワークの安全稼働、そして、業務に関する重要データの安全性の確保、情報セキュリティ対策が不可欠と考えております。

情報事故を未然に防ぐために今後も万全の対策を実施してまいりたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

(16番議員挙手)

○議長（森藤文男） 16番 原喜与美議員。

○16番（原 喜与美） 御答弁ありがとうございます。今、お聞きすれば、二重三重の対策が練つてあるということで安心をいたしました。専門分野の力を借りてしっかりと整えてあるということございます。

災害におきましては、本当に、いつ、どこで、どのような災害が起きるか分かりません。今、お話を聞けば、まず二重三重の備えがしてあるということでございますので、この先もしっかりと対策を取っていただきまして対応をしていただくようにお願いをいたしまして、この質問を終わらせていただきます。

私の質問時間としては若干残しましたが、これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（森藤文男） 以上で、原喜与美議員の質問を終了いたします。

◎散会の宣告

○議長（森藤文男） 本日の日程は全て終了いたしました。

これで散会をいたします。お疲れさまでございました。

（午後 2時24分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 森 藤 文 男

郡上市議会議員 池 戸 郁 夫

郡上市議会議員 山 田 智 志

